

文教くらし委員会記録

開催日時 平成29年12月12日(火) 13:03~16:29

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

中村 昭 委員長
中川 崇 副委員長
藤野 良次 委員
岡 史朗 委員
阪口 保 委員
安井 宏一 委員
宮本 次郎 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第70号 平成29年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(文教くらし委員会所管分)

議第82号 財産の減額貸付について

議第85号 奈良県立橿原公苑(明日香庭球場)の指定管理者の指定について

議第88号 奈良県社会教育センター研修施設(研修棟)の指定管理者の指定について

議第95号 平成29年度奈良県一般会計補正予算(第4号)

(文教くらし委員会所管分)

報第30号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

(文教くらし委員会所管分)

(2) 請願の審査について

(3) その他

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから、文教くらし委員会を開会します。

早速、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了解願います。

それでは、付託案件について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順にご説明願います。

なお、理事者の皆様は着席にてご説明願います。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 委員長から着座にて説明とご配慮いただきましたので、着座して説明をさせていただきます。

平成29年12月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部景観・環境局所管分について説明します。

まず、議第70号、平成29年度奈良県一般会計補正予算（第3号）についてです。

「平成29年12月定例県議会提出予算案の概要」により説明します。

6ページ、債務負担行為補正の追加です。明日香庭球場指定管理事業は、奈良県立樞原公苑明日香庭球場の管理を指定管理者に行わせるため、平成30年度から平成34年度までの5年間で1,800万円余の債務負担行為の追加をお願いするものです。

続いて、議第95号、平成29年度奈良県一般会計補正予算（第4号）についてです。

7ページ、給与改定に伴う増額です。10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより、増額となる9億8,700万円余のうち、くらし創造部景観・環境局分としては1,200万円余です。

続いて、議第85号、奈良県立樞原公苑（明日香庭球場）の指定管理者の指定について、「平成29年度一般会計補正予算案その他」の43ページをお願いします。これは先ほど債務負担行為補正でご説明した奈良県立樞原公苑明日香庭球場を管理する指定管理者の指定について議決をお願いするものです。指定管理者の指定の相手方は有限会社ハードボー

ルテニスで、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間です。

続いて、報第30号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてです。

59ページ、施設管理瑕疵に係る自動車損傷事故についての損害賠償額の決定です。平成29年10月26日に示談が成立した案件で、損害賠償額は10万2,800円です。

以上がくらし創造部景観・環境局所管分についての説明です。よろしくご審議のほどお願いします。

○吉田教育長 委員長から着座にて説明、報告との配慮をいただきましたので、着座して説明させていただきます。

教育委員会所管の提出議案について説明します。

「平成29年12月定例県議会提出予算案の概要」の2ページをお願いします。台風21号等による災害への対応について、教育委員会から4件あります。吉野学園及び大淀養護学校災害復旧事業です。大淀養護学校の敷地内斜面崩落による復旧作業で、隣接する健康福祉部所管の吉野学園の敷地内斜面崩落の復旧とともに実施します。教育委員会の負担分は9,720万円となります。

次に、奈良高校災害復旧作業です。これは奈良高校敷地北側斜面の崩落による復旧作業です。

次に、史跡高取城跡災害復旧事業です。これは奈良県が管理団体となっている史跡高取城跡について、倒木や流木、土砂の撤去等の復旧工事を行うものです。

次に、文化財保存事業費補助金です。これは土砂崩れ等の被害を受けた国指定文化財である史跡や特別史跡の復旧を行う市町村に対し、国及び県から補助を行うものです。

続いて、5ページ、繰越明許費補正の新規です。2件あります。吉野学園及び大淀養護学校災害復旧事業のうち、大淀養護学校災害復旧事業で繰越明許費は9,760万円です。さきに説明した台風21号等による災害への対応で、工期の確保のため、平成30年度に繰り越しをお願いするものです。

続いて、奈良高校災害復旧事業で、繰越額は1億円です。こちらも工期の確保のため、平成30年度に繰り越しをお願いするものです。

続いて、6ページ、債務負担行為補正の追加です。社会教育センター研修施設（研修棟）指定管理事業で、施設の管理を指定管理者に行わせるため、管理委託料の上限として平成30年度から平成32年度までの指定期間3年間で1億157万4,000円として

います。

続いて、7ページ、奈良県一般会計補正予算の事業概要、その他の給与改定に伴う増額です。先ほど梶田くらし創造部長からも申し上げたとおり、平成29年の人事委員会勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することによるもので、9億8,700万円余のうち、教育委員会に関するものは特別職と一般職を合わせて6億100万円余です。

以上が教育委員会所管分の平成29年度奈良県一般会計補正予算及びその概要です。

続いて、教育委員会に係る12月議会提出議案の概要、契約等について説明します。

「平成29年度一般会計補正予算案その他」の40ページ、議第82号、財産の減額貸付についてです。平成30年4月1日から奈良県社会教育センター研修棟指定管理者に当該施設の宿泊棟を前回同様減額して貸し付けしたく議決を求めるものです。

減額理由は公共交通機関の利便性、施設の現況を考慮し、年額で県が定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料から1,500万円を控除した額を貸付料から減額することをお願いするものです。

46ページ、議第88号、奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）指定管理者の指定についてです。平成30年4月1日から奈良県社会教育センター研修棟の指定管理者を次のとおり指定したく議決を求めるものです。

奈良県社会教育センター研修棟の指定管理者は、奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会における審査結果を踏まえ、決定したところです。指定管理の相手方はアスカ美装株式会社で、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とします。前回、前々回は5年間の指定管理を行っていましたが、施設設備の老朽化が進んでいること、また、今後の施設のあり方を検討するため、期間を短縮し3年間としています。議決をいただいた後、先ほど説明した債務負担行為補正額を指定管理委託料の上限として同社と3カ年間の指定管理事業に係る協定を締結する予定です。

以上が教育委員会に係る提出議案の概要です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○中村委員長 それでは、ただいまの説明について、質疑があれば発言をお願いします。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますのでご了承願います。

○阪口委員 議第88号、県の社会教育センターの研究施設に係る指定管理者の指定について質問します。

指定管理は本県、私が調べたところでは34ほど施設があると思います。指定管理については、指定管理をすることで運営がスムーズにいく、弾力的にいくというメリットもあ

ろうかと思いますが、一般的に指定管理が最初からここに決まってしまうという意見等もあるわけですし、なぜここに決まったのか、透明性が必要かと思いますが、経緯についてお聞きしたいと思います。

○福井人権・地域教育課長 社会教育センターの指定管理業者が決定された経緯についてです。

社会教育センターは県民の自主的な学習活動を促進し、県民の文化的教養の高揚を図るという観点で県の拠点施設として昭和58年に開所されたものです。奈良県では、民間のすぐれた施設の管理手法を活用するため、10年前に指定管理制度の導入に踏み切ったところでした。

社会教育センターは、建物が大きく分かれており、一つが研修棟と言われる建物です。もう一方がレストラン、宿泊棟です。今回、指定管理者の指定をさせていただくのは研修棟のみになります。この研修棟については、6月定例県議会でも指定管理者選定審査会について附属機関とする改正条例を提案させていただきました。どのような選定方法がいいかも指定管理者選定審査会に諮りながら、ことしの8月に県内に事務所を置く団体を対象に公募を行いました。その結果、2社から応募があったということで、先ほどの選定審査会に諮ったところ、途中で1社が辞退され、アスカ美装株式会社1社になってしまいました。ただ、審査会でこのアスカ美装株式会社でいいのかどうかをいろいろな観点から審査をいただいた結果、引き続き、これからの3年間についてもアスカ美装株式会社で決定したらどうかという意見をいただいたところです。

○阪口委員 公募で、できるだけ競争性を担保しようとするれば、多くの事業者が参加するのが望ましいと思うのですが、以前、平成29年度の奈良県の指定管理者運営評価委員会の評価結果の中で、アスカ美装株式会社が指定管理者になられている社会教育センター研修施設で評価コメントがあるので少しお聞きしたいのです。事業計画に記載された内容に一部未実施のものがあったという評価委員会のコメントがあり、その部分が少し気になりますので、説明をお願いします。

○福井人権・地域教育課長 平成29年度の公の施設指定管理者運営評価委員会の評価結果において、事業計画の一部に未実施があったという記載がありました。その内容は、事業計画の中で社会教育センターの活用について新聞広告等で広報するという事業計画を立てていたところです。その計画が、年度が始まる直前の3月に現在のアスカ美装株式会社から県に訂正がありました。県とアスカ美装株式会社とは定期的に意見交換する場を持っ

ていますので、この進め方がいいのかどうかを両者間で協議した結果、一般的な新聞折り込み広告をするよりは、教育、学校、社会教育に、よりスポットを当てて広報してはどうかということで、各地域で行われている、例えば社会教育委員の会議や、公民館、小学校、中学校、高等学校の校長会等で、社会教育センターの活用についてPRさせていただくということで変更がありましたので、一部未実施となったところです。以上です。

○阪口委員 それはわかりました。

そうしましたら、本質的なところを質問したいのですが、先ほどの説明では研修棟と宿泊棟があるわけです。研修棟については1億157万4,000円を3年間で指定管理者に支払われると。それから宿泊棟については、先ほど1,500万円の財産の減額貸し付けという説明がありました。もう少し、積算根拠など詳細をお聞きしたいと思います。

○福井人権・地域教育課長 まず、社会教育センターの指定管理上限額の積算根拠ですが、先ほども申しましたように、指定管理者に対しては、収入面では、各個人、団体が支払う施設使用料で、これは県の条例に基づくものです。それと県からの指定管理の委託料を合わせたものが収入ということになります。支出については、当然、運営する上で必要な人件費、管理費、施設維持費など、そういったもろもろが経費になろうかと思えます。

今回の試算は、収入面については、平成25年度から4年間の平均をもとに歳出、いわゆる企業としての収入額、施設使用料を積算したところです。3年間で2,067万円が収入としてあろうということです。この試算に当たっては、企業努力を促す観点で年3%の増も見込んだ上での収入ということになります。これに対し、歳出経費については、まず人件費は、管理運営者として2名、スタッフとして2名、計4名の人件費を計上しています。それとあわせて必要な施設維持の経費や修繕費、光熱費等については、これまでの4年間の実績を参考にしながら平均ないし一番少ない金額等いろいろ工夫した上で計算して、その差し引きを行ったところ、県が支出する実際の施設管理の委託料は1億157万4,000円になったということです。

なお、今回試算するに当たっては、これまでの4年間の使用実績で月曜日の使用実績が非常に少ないということもわかりましたので、今まで週7日開所していたところは、週6日開所ということで試算を行って、経費の圧縮に努めています。以上です。

○阪口委員 詳細に説明していただきました。今後、その説明根拠が正しいかについては精査して検討していきたいと思っています。

最初に申しあげましたように、指定管理をするに当たっては公募という形が原則なので、

最終的に1社しか残らないという指定管理であれば、やはり制度そのものの欠陥が出てくるかと思うのです。本来、施設をきれいにリニューアルしてよそも応募するような形が望ましいのか、根本的なことは今後考えていかれると思っておりますが、さきほどの説明について、わからないところはまた担当課に説明していただけたらと思いますので、今回はこれで終わりたいと思います。

○中川副委員長 明日香庭球場と社会教育センター研修施設について質問させていただきます。

まず、明日香庭球場ですが、こちらは平成18年3月までは奈良県文化事業団による運営とあったのですが、その時代と比較して、あるいはずっと昔と比較して、現在の指定管理者において、どのような成果と申しますか、費用面の圧縮など、もろもろを含めて効果が上がっているのか。もちろん指定管理にしたことによって何かしら改善がされなければいけないのですが、数値的な報告をお願いします。

○三原スポーツ振興課長 明日香テニスコートの指定管理に係る経費等の効果についてのお尋ねです。

副委員長お述べのとおり、平成17年度までは奈良県文化事業団への委託ということで、指定管理者制度を導入したのは平成18年度からです。かなり古くなりますので、資料を確認させていただくと、収支差をもとに指定管理料を決めていますので、当時は約280万円の管理料です。委託料でお支払いしています。指定管理導入後、大体200万円程度で委託料が推移していると。その分、委託料としては下がっているというところですが、平成27年度にクラブハウスを新設しています。合宿利用もできるということで、平成17年当時と業務利用の運営形態が変わっているところがあります。そのあたりを実際の金額ではなく、稼働率等で説明させていただくと、平成17年度のテニスコートの稼働率は、22.9%でした。平成28年度では46.5%と2倍以上にふえています。また、利用者も平成17年度当時3万2,000人だったものが平成28年度6万2,892人と、こちらも2倍以上の利用をいただいているところですが、状況としては端的に比較はできませんが、指定管理導入後、にぎわいのあるテニスコートとして広く利用されており、運営も効果的に行っていると考えています。以上です。

○中川副委員長 わかりました。

昔の数字ですので、なかなかすぐには出てこない面もあるかと思いますが、こちらも調べていきたいと思っております。

こちらはテニスコートの稼働率であったり、使用料収入がふえていることも承知をしています。1社しか手を挙げなかったということですが、1社であってもそういった検証はもちろん必要ではないかと考えています。

続いて、こちらの名称ですが、私の弟もずっとテニスをやっている、明日香コートという愛称で、高校のテニス部でもよく使われています。庭球場という呼称については、より県民が親しみやすいテニスコートといった一般的な名称に改めていったほうがいいのではないかと思いますけれども、現在の認識としてはどうでしょうか。

○三原スポーツ振興課長 名称については、確かに私も今テニスコートと申し上げました。諸規定等との関係もありますので、より親しんでいただけるように、そういった名称の変更が必要かどうか、検討させていただきたいと思います。以上です。

○中川副委員長 引き続き検討してもらえたらと思います。

続いて、社会教育センターの附属施設についてです。まず、宿泊棟については、どのような行政目的があるのか。一体的に研修棟を使うといったことを想定しているとは思いますが、いかがでしょうか。

○福井人権・地域教育課長 社会教育センターは、宿泊棟と研修棟という2つの施設で成り立っています。今回、指定管理をする際には、行政として指定管理が行える範囲という意味でも生涯教育センター的な位置づけで研修棟を指定管理で、またレストラン、宿泊棟は貸与という形で経営をしています。これは、当初、県が社会教育センターを設置したときに、行政が行うということで研修施設として開発等の免除をいただいている関係で、一体として利用することが前提であろうと考えて運営をしています。実際、研修棟と宿泊棟が一連の取り組みの中で有効に活用されていると。例えば学生が吹奏楽の練習などをしているときに、多目的ホールを使いながら宿泊棟で合宿もすることがあります。そういった両方を一体として活用することが必要ということで、今後もそれをお願いしたいと考えています。以上です。

○中川副委員長 こちらが行政目的と言ってしまったのですが、調べていきますと、研修棟が行政財産で宿泊棟が普通財産なのですが、一体的に運用しているにもかかわらず、分かれているのはどのような経緯があったのでしょうか。

○福井人権・地域教育課長 先ほども申しましたように、県が最初、社会教育センターを設置する際に、その当時は都市計画法の開発許可が免除されるということがありました。そういうことから一体利用ということができたところですが、10年ほど前に指定

管理者制度を導入する際に、全てを一体として指定管理ができるかと考えたときに、レストラン、宿泊棟については、毎日、収入が入ってくるものですので、一般的な行政目的からすると指定管理にはなじまないのではないだろうかということで、そこはお貸しするという形で、研修棟は指定管理で行っています。ただ、契約する段階、応募する段階では一体の応募という工夫をしながら一体利用を継続しているところです。

○中川副委員長 経緯はわかりました。

ただ、普通財産でしたら知事部局の管財課が担当になるのかと思いましたが。もちろん一体的な利用という面はあるのですけれども、なぜ教育委員会で管理をして、なおかつ文教くらし委員会に上がってきているのか。手続的なところで問題はないのでしょうか。

○福井人権・地域教育課長 はい。実施に当たっては、当然、知事部局とも協議しながら進めています。以上です。

○中川副委員長 そうしましたら、知事部局から起案書を上げて、例えば教育委員会に委任をする形で任されているといった理解でいいのでしょうか。

○福井人権・地域教育課長 実務、運営は教育委員会になりますけれども、実際の執行は知事名での契約にもなりますので、そういった点は協議しながら、知事部局と一体となりながらやっています。

○中川副委員長 管理そのものはまだ知事部局になっているということなので、便宜上、今、教育委員会で一体的に手続などをやっているのだけれども、本当にその管理するべきところは知事部局の管財課のままということでしょうか。

○福井人権・地域教育課長 従来から県教育委員会でやっていますので、そういうことかと思っています。

○中川副委員長 契約の名義が知事になるのであれば、まだ知事部局のままなのかと思ったので質問をしました。明確に知事部局から委任されているのであれば教育委員会でそういった事務処理もできると思います。これは知事部局の総務警察委員会の管轄になってくるかもしれませんので、そういった事務手続の整理といいますか、教育委員会に完全に委任をするなど、その辺の手続ができていないか、こちらでもチェックをしていきたいと思えます。

引き続き、社会教育センターの研修棟と宿泊棟で、先ほど阪口委員からも質問があり関連なのですが、こちらも従前の経営と比較して、運営費用の圧縮など、どれだけの効果が上がっているのか、わかりますか。

○福井人権・地域教育課長 社会教育センターについては、約10年ほど前に県の直営から指定管理に変わったので、直接比較は非常に難しいかと思います。実際運営をしていく中で民間のすぐれた施設の管理機能が随所で見られます。あわせて経費面での比較になると、例えば県が直営していた平成18年度の県負担額は4,436万5,000円になっています。これが平成28年度になると3,600万円ということで、836万5,000円が軽減されており、これが指定管理になったことによる経済的なメリットと考えています。以上です。

○中川副委員長 引き続きこちらでも調べていきたいと思っています。

関連して、宿泊棟の貸付料ですけれども、資料を見ると、本当でしたら普通に貸付料の算定をすれば3,000万円余りになるべきところ、もちろんこれをゼロまで減額することも可能なのですが、1,500万円にしたと。この辺の算定のプロセスというか、数値の具体的な根拠はどちらにあるのでしょうか。

○福井人権・地域教育課長 宿泊棟の貸付金額の算定は、県の貸付料算定基準に基づき試算しますと3,010万円になります。なお、この施設の貸付料の算定については、別途条例、規則、また総務部長通知が出ており、奈良県の普通財産の減額貸付についての規定があります。減額の要因として考えられるのが、この施設がまず宿泊棟と研修棟を一体として扱うということです。宿泊棟だけを貸すのであれば、いろいろ自由な使い方ができるのでしょうけれども、研修棟と一体という条件をつけている関係上、どうしても使いにくいところがあり、そういう意味で収入面のデメリットといったものが、この一体契約の中でのデメリットかと思っています。また、社会教育センターの立地条件ですが、昨年3月に奈良交通のバス路線が廃止になった関係上、最寄りの近鉄新庄駅から徒歩約22分という位置にあります。そういう利便性の問題等があります。また宿泊棟の施設ですけれども、例えば、風呂は大浴場のみで内風呂がない、トイレも共同トイレが大部分を占めているなど、利用者のニーズに合わない現状があります。それとあわせて、前回の5年間の金額貸付料についても年間1,500万円ということで、その金額で収支を見ても、この4年間の平均で、約334万円ほどの経常赤字となっています。

こういった観点を考えまして、県の使用料の減免に関する規定の中で、例えば県の事務、または事業の用に供するため使用させる場合は60%または80%の減免ができると書いてあります。また、当該施設の立地等の事情により、事業収益等を確保することが困難である場合は、100%以内の減免が可能となっています。この2つの規定を考えた中で、

従来からの減免額になるような形の貸付料ということで、おおむね2分の1になりますけれども、1,500万円としたということです。以上です。

○中川副委員長 今回の説明の中で、約50%減免ということですが、なぜ約50%だったのかについては、審査委員会の中でそういった議論があって、大体このくらいかという感覚的なものとして出てきたものなのか。また、2年前から宿泊棟の収益が悪化していることについては、どういった評価をされているのか。以前からずっと1,500万円のままだと、収益が悪化した後も1,500万円で行くといった方針ですので、その辺の評価をどうされているのか、その2点をお願いします。

○福井人権・地域教育課長 毎年毎年、収益については変動はあります。当然アクセスの問題もあろうかと思えますし、近くに道の駅かつらぎができました。最近では、例えば飲食部門ではかなりのお客様がそちらに流れていることも聞いています。いろいろ分析をしながら、こちらとしてもやはり手を尽くそうと、例えば今までイタリアンの料理を出していたものについて、より一般受けする和食へ変更するなど、いろいろ努力はしていますけれども、現状はなかなか厳しいというところです。

○中川副委員長 そういった厳しい状況もあるのだけれども、1,500万円のままでいくと、そういった評価を審査委員会でされたという理解でいいのか。約50%という数値の算定は大体このくらいと肌感覚でやったのか。それについてお願いします。

○福井人権・地域教育課長 例えばこの4年の中で、平成25年度であれば72万円の赤字です。ところが平成28年度は700万円の赤字と、非常に波がありますので、一回一回、一年度で損益を補填するという考えは県としては持っていません。それよりも今までの経緯も見ながら、なおかつ、またこれからも企業には努力していただきたいという思いで1,500万円を据え置きさせていただきたいと考えているところです。以上です。

○中川副委員長 わかりました。引き続きこちらでも調べていきたいと思えます。場合によっては収益が悪化している関係で1,500万円からさらに下げるといった考え方もあるのかと思っただけの質問でした。

社会教育センターは、宿泊棟と研修棟は結構ズームアップされがちなのですが、本体の社会教育センターは田原本町に現在もあるという理解でいいのでしょうか。

○福井人権・地域教育課長 はい。条例上、教育研究所の中にあります。

○中川副委員長 条例には田原本町に置くと書いてありましたので、本体がそちらにあるかどうか確認したかっただけです。以上です、終わります。

○中村委員長 ほかにありませんか。

それでは、ほかにないようですので、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案につきまして、委員の意見を求めます。

○宮本委員 日本共産党の会派としての意見を申し上げます。

議第95号、平成29年度奈良県一般会計補正予算（第4号）については、一般職員の改定は賛成ですが、特別職については反対ですので、この1点で反対を表明します。

○中村委員長 わかりました。

ほかの委員はよろしいですか。

それでは、ただいまから付託を受けました各議案につきまして、採決を行います。

まず、議第95号中、当委員会所管分につきましては、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議第95号中、当委員会所管分を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第95号中、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案につきましては、一括して簡易採決により行いたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りします。

議第70号中、当委員会所管分、議第82号、議第85号、議第88号及び報第30号中、当委員会所管分につきましては、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。

よって、議第70号中、当委員会所管分、議第82号、議第85号、議第88号及び報第30号中、当委員会所管分につきましては、原案どおり可決または承認することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、請願の審査を行います。

6月定例県議会で当委員会に付託され、継続審査となっております請願第5号、県立高等学校への空調設備設置に関する請願書について、質疑があればご発言願います。

○中川副委員長 日本維新の会も昨年度から約1年間ずっと追及をしてきまして、先日の決算審査特別委員会において、ようやく予算を要求していくという確認がとれましたので、タイミング的にも反対する理由はないかと思ひ、今回賛成する次第です。以上です。

○中村委員長 ほかにないようですので、これをもちまして質疑は終わります。

続きまして、請願第5号につきましては、採決に入ります前に、委員の意見を求めます。発言のある委員はご発言願います。

○藤野委員 民進党会派としては賛成します。

○岡委員 公明党会派としても賛成します。

○阪口委員 創生奈良の会派も、賛成します。

○宮本委員 日本共産党も賛成します。

○安井委員 自由民主党会派も賛成します。

○中川副委員長 改めまして、日本維新の会も賛成します。

○中村委員長 ほかに意見もないようです。

それでは、これより採決いたします。

採決は簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

請願第5号につきましては、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、請願第5号は、採択することに決しました。

これをもちまして請願の審査を終わります。

続きまして、青少年・社会活動推進課長から奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正(案)について、スポーツ振興課長から、奈良県スポーツ推進計画の中間見直し(案)について、消費・生活安全課長から、奈良県動物愛護管理推進計画(第2次計画)(案)について、廃棄物対策課長から、奈良県廃棄物処理計画(第4次計画)(案)について、教育長からは、平成29年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況

の点検及び評価の結果に関する報告書について、報告をしたいとの申し出がありました。

青少年・社会活動推進課長から、順次、ご報告願います。

○原田青少年・社会活動推進課長 資料1「奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正(案)について」をごらんください。本条例は青少年の健全な成長を阻害し、非行を誘発するおそれのある行為を規制することを目的として、昭和52年に施行し、平成25年には携帯電話等のフィルタリングサービスの普及を促進する改正を行ったところです。今日、スマートフォン等により、Wi-Fi経由でのインターネット接続が拡大するなど、青少年を取り巻く情報通信環境の変化に伴い、国において青少年インターネット環境整備法が改正され、本年6月23日に公布されました。この法改正を受けて県では条例改正を行うものです。

改正法では、携帯電話等の契約時に青少年確認義務と保護者等への説明義務が新設されました。このため、既に条例化していた青少年確認義務の条項を削除し、法による確認の結果、契約者・使用者が青少年と判明した場合には、法と条例に掲げる事項を説明するよう重複条項を整理します。また、改正法において、携帯電話端末販売時にフィルタリングソフトウェアのインストールやOSの設定をするフィルタリング有効化措置実施義務が新設されたことに伴い、条例では有効化措置を希望しない保護者に対し、その理由を書面により申し出をする義務を設け、手続を厳格化します。また、保護者から提出のあった書面を保存する義務を課すこととします。また、契約の電子化に対応するため、保護者が携帯電話販売店に提出する書面を電子的記録によるものについても可能とするよう規定します。そのほか、法の定義の変更または新設に対応するための修正を行います。

今後の予定は、パブリックコメントを実施し、必要な修正を加えた後、平成30年2月定例県議会に改正案を提出し、ご審議いただくこととしています。以上です。

○三原スポーツ振興課長 奈良県スポーツ推進計画の中間見直し(案)について、報告をさせていただきます。

それでは、計画の概要を取りまとめた資料2「奈良県スポーツ推進計画の中間見直しについて(案)」の1ページですが、本計画はスポーツ基本法及び国の第2期スポーツ基本計画の趣旨及び方向性を踏まえ、本県の実情に応じて策定するものです。

現行計画期間は平成25年3月の策定からでして、5年後となる今年度にこれまでの取り組みの現状、また成果を踏まえ中間見直しを行うものです。目指す姿や基本目標は現行計画を踏襲しています。

右側に、施策体系についてお示ししています。こちらでも現行計画を踏襲しつつ、ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進、また、東京オリンピック・パラリンピック等を契機と捉え、スポーツを通じた地域振興という2つの観点を設け、赤字でお示ししている計画の6つの基本戦略、また、各施策について整理をしています。

2ページから4ページは、6つの基本戦略ごとにさらに細かく施策とその進捗を図る指標を記載しています。

今回、進捗状況がよりの確に把握できるよう、指標の追加を行っています。赤字で記載しているものが今回新たに追加した指標です。

今回の見直しで子どもを健やかに育むスポーツの推進を基本戦略に初めて位置づけました。幼少期における運動・スポーツは、心身の発達や健康などに大きく影響すると言われており、子どもにフォーカスを当てた取り組みを進めたいと考えているところです。

4ページ、計画の進行管理体制の構築です。県と市町村、そして総合型地域スポーツクラブ等から成る組織を立ち上げ、計画の進捗状況を定期的にフォローし、情報共有を図ることとしています。この奈良県スポーツ推進計画は、今後、パブリックコメント等を実施し、必要な修正を加えた後、来年2月定例県議会の本委員会で報告をさせていただき、3月をめどに策定、公表する予定です。以上です。

○姫野消費・生活安全課長 奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）（案）について
報告させていただきます。

お手元に資料4「奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）（案）骨子」、資料5「奈良県動物愛護管理推進計画（現行計画）の目標達成度」、資料6「奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）（案）」を提出させていただいています。

資料4「奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）（案）骨子」をごらんください。本計画の位置づけは、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、国の基本指針に則して策定する法定計画です。現計画は平成20年3月に策定し、本年度末に10年間の計画が終了します。これに伴い、次期計画として、平成30年度から平成39年度を計画期間として変更するものです。

次に、資料5「奈良県動物愛護管理推進計画（現行計画）の目標達成度」をごらんください。現計画は成犬・子犬・猫の譲渡のうち、猫の譲渡のみ10年後評価目標を達成することができませんでした。

資料4にお戻りください。次期計画では、現計画を踏まえ、資料に記載している1から

4の施策体系により、さらなる犬猫の引き取り数及び殺処分数・率の削減を目指してまいります。数値目標は、主な関連指標の指標1、犬猫の引き取り数に記載のとおり、国の基本指針では平成35年度の犬猫の引き取り数を平成16年度比75%減としていることから、県の次期計画においても、県の策定の5年後、すなわち国の目標の1年前の平成34年度の目標として設定したいと考えているところです。また、現計画では、猫の譲渡率が目標未達成であったことから、譲渡が困難である野良猫の引き取り数を削減するため、記載の施策体系、1、動物の適正な飼養及び管理の促進の、施策1-4の飼い主のいない猫を減少させる取り組みの実施に関して、新たな取り組みを市町村と連携して進めていきたいと考えています。

今後の手続は法に基づき、第2次計画（案）を市町村へ意見照会するとともに、パブリックコメントを実施し、最終案を来年2月定例県議会の当委員会で報告し、3月末を目途に策定、公表する予定です。

私からは以上です。

○野田廃棄物対策課長 奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）（案）について報告させていただきます。

お手元に資料7「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）の概要（案）」、資料8「新奈良県廃棄物処理計画（現行計画）の事業進捗概要」、資料9「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）（案）」をお配りさせていただいています。

それでは、資料7「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）の概要（案）」をごらんください。廃棄物処理計画は現行の第3次計画策定時に施策、事業体系を大幅に見直したことから、第4次計画では現行計画を踏襲し、着実に成果を出していく方向で進めたいと考えています。

まず、計画の位置づけですが、これは循環型社会形成を推進するために、中長期的に取り組む基本的な方向を示すもので、廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画です。

2の計画の期間ですが、平成30年度から平成34年度までの5年間です。

基本目標ですが、現行計画を踏襲するという考え方から、現行計画と同じ未来に生きる「ごみゼロ奈良県」の実現としています。

数値目標は一般廃棄物と産業廃棄物に分けてそれぞれの最終処分量、再生利用量、排出量の3種類で設定しています。平成17年度から平成27年度の値については実績値、平成34年度の欄が目標値となっています。具体的な数値については、資料に記載のとおり

ですけれども、一番のメルクマールとなるのが最終処分量だと思っています。

そして、計画をつくって終わりにしないように、これまでも毎年度その進捗状況をフォローしており、その概要について、資料8「新奈良県廃棄物処理計画（現行計画）の事業進捗概要」に記載しています。またご確認いただければと思います。第4次計画についても、その進捗状況を定期的にフォローするとともに、状況に変化が生じた場合には、必要な見直しを行いたいと考えています。また、進捗状況は市町村、関係機関等との情報共有を図り、各種協議会において検討するとともに、県民への情報提供に努めてまいります。今後はお配りしている計画案でパブリックコメントを実施し、必要な修正を加えた後、来年2月定例県議会の本委員会に報告をさせていただき、3月をめどに策定、公表する予定です。以上です。

○吉田教育長 過日に県議会議長に提出し、議員の皆様にお配りしました「平成29年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成28年度対象）」について説明します。

教育委員会では、平成20年度より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行っています。今年度も昨年度の事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、この報告書を作成しました。

2ページには、点検評価の概要として、目的、実施方法などを記載しています。点検評価の実施に際しては、学識経験者の知見を活用することが義務づけられていますので、6名の委員による教育評価支援委員会をことしは8月30日に開催し、その意見などを参考にさせていただきました。

3ページには、平成28年度教育委員会の活動状況として、年間19回にわたる定例教育委員会の開催状況を記載しています。なお、定例教育委員会の会議内容は、会議録と資料を教育委員会のホームページに掲載しています。

4ページには、教育委員の研修状況等の活動状況を示しています。昨年度は教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況を把握し、また、本県の教育施策の参考とするため、県内5カ所、県外3カ所の学校施設を視察するとともに、各校の先生方と意見交換を行いました。

6ページからは昨年度に実施した教育施策についての点検評価の結果を記載しています。1の施策の体系をごらんください。平成28年3月末に教育振興大綱が策定されましたの

で、大綱の施策の分類に従って大学教育を除く大綱の14の施策に文化遺産の保存と活用を加えた15の施策を評価単位として点検評価を実施しました。

7ページから46ページには、15の施策について点検評価した内容をそれぞれ2、3ページの評価シートにまとめて掲載しています。各シートでは、施策の現状と課題、平成28年度の取り組み状況の評価と今後の主な取り組みを示しています。県教育委員会では教育振興大綱の実施に向け、年度ごとの主な取り組みと指標及び目標値を掲げた奈良県教育振興大綱アクションプランを策定しています。施策の点検評価に当たっては、このアクションプランに掲げられた取り組みと指標及び目標値に基づき、事業の進行管理に資することとしています。

47ページから51ページには、教育振興大綱に示した重要業績評価指標のうち、教育委員会所管のものを一覧にしました。基準値は教育振興大綱策定時に用いた値、現状値は平成28年度または直近のものであります。

52ページから54ページには、先ほどの教育評価支援委員会からいただいた意見等を記載しています。これらの意見を参考に今後もの確な点検評価の実施に努め、より効果的な教育行政を推進してまいりたいと考えています。

なお、この報告書は、速やかに教育委員会のホームページに掲載し、公表します。また、各市町村教育委員会へこの報告書を送付するとともに、各学校にもお知らせします。県民お役立ち情報コーナーにも配置します。以上です。

○中村委員長 それでは、ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、委員の皆さんから質問があればご発言願います。

○藤野委員 それでは、質問します。

まず、1点目に、先般、生駒市で小学校2年の女兒が同級生の母親に刺されたという大変ショッキングな、かつ痛ましい事件が起きました。事件の概要、あるいは内容については、まだ今調査中ということですので、ここであえてそのことには触れずに、その女兒や同級生が通っている学校ではどのような対応をされているのか、子どもたちの現在の様相や状況はどうか、まずお聞きしたいと思います。

○相知生徒指導支援室長 緊急的な心のケアが必要な子どもの対応について、説明させていただきます。今回のことも含めて県教育委員会では、相談体制の充実を図るため、県内全ての公立中学校に平成27年度からスクールカウンセラーを配置して校区内の小学校からの相談にも応じています。また、今年度からは県立高等学校へスクールカウンセラーを

配置し、生徒の心のケアに努めています。加えて、より専門的な支援を必要とする重篤な事案については、精神科医、小児科医や臨床心理を専門とする大学教員などを派遣する県独自のスクールカウンセリングカウンセラー派遣事業でも対応しています。児童生徒の緊急的な心のケアが必要であると県立学校や市町村教育委員会からの要請があった場合は、スクールカウンセラーやスクールカウンセリングカウンセラーを派遣し、児童生徒の心のケアに速やかに対応しています。

今回の事件については、詳細はまだ把握されていませんが、生駒市教育委員会でも毎日スクールカウンセラーを学校に常駐できる形で対応されています。県にも要請があり、今週から県も支援に入る計画をしています。以上です。

○藤野委員 十分に子どもたちの心のケアに努めていただきたいと思います。こういった痛ましい事件は学校側の対応も大変重要なことだと思いますし、またそれを取り囲む地域の対応も、いろいろ取り組みがあるかと思います。今後一層そういった内容について、どうか子どもたちのケアに十分に努めていただくようお願いいたします。

さて、先ほど教育長から説明があった「平成29年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」に沿って数点にわたって質問します。

まず初めに、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題への取り組みの徹底で、24ページにメール相談窓口の開設、生徒指導アドバイザーによる学校支援があります。これはそのとおり、メールで悩みをお聞きする、あるいは生徒指導アドバイザーによる対応を、教員のOBが中心となってされているということですが、少し気になるのが平成27年度から平成28年度にかけて相談件数や訪問回数が減っていると。極端に減っている部分が若干気になるのですが、いじめのちょっとしたささいなことでも今は報告するなど、いろいろ対応をいただいて、ここは評価するのですが、それに比べて相談件数が若干減っているのはどういった理由なのか。ここは少しお聞かせいただきたいと思います。

続いて、28ページ、人権教育の推進で、私は大和郡山市の人権まちづくり推進協議会の会長を務めているのですが、そこで一つの事業として人権ショートレターを募集しています。全国で小・中学校の部、高校・一般の部と分けて募集しているのですが、小・中学校の部で、たくさん子どもたちが人権に関して関心を持ってショートレターを寄せていると。特に今いじめ等々が非常に多いという事象もあり、学校の先生方の指

導にもよるのでしょうけれども、子どもたちの関心が高いというのが私の率直な感想です。

この中で、26ページの平成28年度の取り組み状況の評価で、「人権意識、自尊感情、集団づくりに係る項目に肯定した児童生徒の割合」ですけれども、ここで「自分にはよいところがあると思う」という、自分を認めるという思いが若干下がっているのが気になるところで、やはり人を認めるにはまずは自分自身を認めるという、こういった指導が必要ではないかと思うのですが、このことについて、もし感想がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

さらには、今、ネットによる差別被害が多発しています。こういった中で、指導はどのようにされているのか。また、53ページの2-4、人権教育の推進で、LINEを通じてのいじめやヘイトスピーチ等、新しい人権問題についても積極的に取り上げてほしいと。まさしくこういったところにも差別的な部分が、あるいは人権被害が潜んでいると思っています。こういった指導も含めてどのようにされているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、30ページのグラウンドの芝生化です。これもずっと言い続けていることですが、現在の芝生化の状況と今後の方向性をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、34ページから35ページのキャリア教育です。中学校、高等学校も含めて職業体験をされていますが、体験学習のフォローアップをキャリア教育の充実に向けてどのようにつなげていっておられるのか。あるいは研修も含めてどのようなキャリア教育に対する体制をとっているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○相知生徒指導支援室長 生徒指導アドバイザーの相談件数の減少について説明します。

平成27年度729件から、平成28年度321件へと減っていますが、こちらは、生徒指導アドバイザーも8名から5名へと人数が減っています。それと並行して、平成27年度には、生活支援アドバイザーとソーシャルワーカーを合わせて派遣時間が504時間だったのが、平成28年度には、3,442時間とふやしてしまして、生活支援アドバイザーと生徒指導アドバイザー両面で学校の支援に回る形で進めています。以上です。

○福井人権・地域教育課長 人権は、自尊感情の高揚ということだと思います。全てにかかわることですが、一人ひとりがお互いに尊重されながら成長していくのが学校の教育の中でも基本だと思っています。昨年、いわゆる人権三法と言われる法律ができたことも受け、現在、教育委員会では、まず学校の先生方に理解していただきたいということで、研

修会等を去年に増してふやして実施しています。そういう中で、生徒たちの教育を充実させてほしいと思っているところです。

それと、人権ショートレターですけれども、人権施策課でもいろいろ取り組んでいます。子どもたちがいろいろなところで、折に触れて人権にかかわる機会を設けることで、例えば人権作文の募集や、生駒市の人権ショートレターなど、いろいろな取り組みをされています。こういうことも今後ますます広めていきたいと、各教育長や校長会等をお願いしているところです。

それから、SNS等による人権にかかわる問題です。学校現場では、新しいSNS等の活用については、実際のところ先生よりも子どものほうがよく知っているという事実もあります。そういう観点で、当課ではいろいろ工夫し、例えばことしの夏に「ならの教育応援隊」を組織して、その中にLINE社から担当の方に来ていただき、その方に各学校への出前授業等をしていただけるような仕組みをつくったところです。以上です。

○吉田保健体育課長 県内の学校のグラウンドの芝生化の現状と今後の方向性についてお答えします。

県内の公立学校園の芝生化の現状は、幼稚園で4園、小学校で15校、県立高等学校で4校、特別支援学校で3校の芝生化を行っています。

続いて、今後の方針等についてですが、人間の神経系は生まれてから5歳ぐらいまでに80%の成長を遂げ、12歳でほぼ100%になるというスキヤモンの発達発育曲線の特徴からも、運動好きな子どもをふやすためには就学前の子どもへの働きかけが重要であると考えています。このことを踏まえ、県教育委員会としては、運動好きの子どもをふやすことが体力向上につながることから、子どもたちがけがを気にすることなく、気持ちよく十分に体を動かすことができる環境を幼稚園やこども園のグラウンドの芝生化を推進することにより、整えていきたいと考えています。ついては、現在行っているモデル幼稚園等への芝生化整備に対する補助事業を継続し、子どもの体力向上に向けた取り組みの一つとして市町村教育委員会にも働きかけをしていきたいと考えています。以上です。

○深田学校教育課長 キャリア教育、その中でも体験学習にかかわっての質問です。

県内の各学校において、子どもの発達段階や地域・学校のこれまでの取り組みを生かしたキャリア教育が実践されているところです。例えば小学校の低学年では調べ学習から、中・高学年では職場見学等からキャリアプランニング能力を育成しています。そして、中学校では、社会での自立に向けた準備を整える時期と捉え、教育活動全体でキャリア教育

の充実を図っています。特に職場体験は、平成28年度においては約98.1%の学校で実施したところです。高等学校では社会での自立を控え、目的に向けて力をつける時期と捉え、インターンシップの参加も含め教育活動全体でキャリア教育の充実を図っています。平成28年度、全日制高等学校での実施は34校中33校でした。また、平成27年度からはキャリア教育進路指導の一層の充実を図るため、県立教育研究所にキャリアサポートセンターを設置したところです。また、取り組みとして、平成28年3月に策定された奈良県教育振興大綱を受け、同6月には奈良県キャリア教育の手引を作成し、県内の各小・中・高等学校及び各市町村教育委員会に配付しました。また、今後もアンケート調査等により実態把握を行うとともに、研修講座の実施等、キャリア教育のさらなる充実を図っていきたいと考えています。以上です。

○藤野委員 さまざまな質問をさせていただきました。答えもいただきました。生徒指導アドバイザーの相談件数の減少の件については、了解をさせていただきます。

続いて、LINE等々のSNSの中でもいじめや差別被害等々もあるという質問をさせていただき、出前講座での対応や、教員の研修等々もされているということです。答弁のとおり大人より子どものほうがそういった点には非常に詳しいと思いますので、教育者の方々の研修の実施もさらに充実を図っていただきたいと思います。

芝生化については、就学前教育での大切さも含めて、今、幼稚園の芝生化は、子どもたちがはだしで園庭を駆け回るといのは体力の向上にもつながっていくし、非常によいことだと思いますが、現在実施されている中学校、高等学校で、管理が非常に大変とお聞きしています。地域の方々が入って行って管理をされている、教職員がやっておられるということも含めて大変な管理ですが、芝生化をやめようと言ったところはないのですか。

続いて、キャリア教育です。引き続き、職場体験からつながっていくさまざまなサポートも含めてお願いしたいと思いますが、気になるところがありまして、53ページの高校生のインターンシップについて、奈良県下の企業だけで全て対応するのは難しいのではないかと。今後広域で考えることも必要であるという点検・評価に対する教育評価支援委員会からの意見がありました。奈良県にも企業も事業所もたくさんあり、ありとあらゆる職種等々もあるので十分対応できるのではないかと思うのですが、この意見が出たというのはどういったことなのか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○吉田保健体育課長 芝生化をやめようという意見がないのかという質問ですが、当課に直接的にはないですけれども、委員が今お述べになりましたように、芝生化整備に当たっ

て、課題として見えてきたものに、まず維持費に伴うランニングコストの問題が上がってきています。また、しば刈りなどのメンテナンス作業に伴う教職員の負担等も課題として上がってきているのは事実です。これらについて、県教育委員会としては、既に芝生化整備をしてきた学校や市町村教育委員会、あるいは芝生化に前向きな市町村教育委員会を集めて年に2回、運動場芝生化実践校連絡協議会を開催し、芝生の活用状況や課題などについて情報を交換したり、専門家を招聘してノウハウを提供したりすることで、課題解決に向けた取り組みを行っているところです。

○石井教育研究所副所長 53ページの県内企業だけでは対応が難しいのではないかとこの意見がありました。先ほど深田学校教育課長からも答弁させていただいたとおり、平成27年度に県立教育研究所にキャリアサポートセンターを設置して、子どもたちのキャリア教育の推進につながるようキャリア教育支援員2名、キャリアプランナー2名を配置し、あわせて指導主事も担当していますけれども、そうした形で進めています。

その中でインターンシップ先の開拓もあわせて行っています。先般、商工会議所連合会、経済産業協会、中小企業団体中央会、商工会連合会の経済4団体にも訪問させていただき、県内の受け入れ先、インターンシップ先の開拓について現在進めているところでして、キャリアサポートセンターの業務の概要についてのチラシ等を、加盟機関で企業にお届けいただけるような取り組みもしています。以上です。

○藤野委員 キャリア教育について、県下の企業・事業所に、大いにご協力いただくような、あるいは逆に教育に関心をお持ちいただいて、県下の生徒たちをしっかりとつないでいただくことも含めての質問の趣旨でしたので、その辺はどうかよろしくお願いします。

また、芝生化については安心しましたが、今後、学校から市町村教育委員会を通じてそういった類いの相談もあるかと思えます。相談があった場合には、また存分に相談に乗っていただいて、管理の面についてはさまざまな点でご支援、ご協力をいただきたいと思います。

最後に、54ページに教員が自由に物を考えたり自由に自分の考えをまとめていったりできる余裕、ゆとりが必要であると記載されていますが、やはり教員の先生方にしっかりと心の余裕を持っていただいて、子どもたちに接していただく。元気で接していただくためには、昨日の一般質問でありましたが、長時間労働、長時間勤務は、かなり配慮をしていかなければならない、対応や対策をしていかなければならないと思えます。今後の県教育委員会の取り組みに大いに期待をもちますので、どうか引き続きの取り組みをお願い申

し上げて質問を終わります。

○宮本委員 4点質問します。まず1点は、先ほど報告があったスポーツ推進計画です。誰もがいつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくり、これは大事なことだと思います。私も何度か取り上げましたが、奈良県内にアイススケートリンクがなくなって久しく、そして昨年の初頭に、隣にあった大阪府柏原市のアイススケートリンクも閉鎖され、奈良県でウインタースポーツ、特にアイススケートに取り組む人は非常に苦勞して練習をされていると。先日、小学生の女子児童から手紙をいただきました。アイスホッケーをやっているのだけれども、大阪府のスケートリンクまで親に送り迎えをしてもらって練習をしている。夜の10時、10時半ぐらいまで練習をするので帰ってくると12時で、もうくたくただと、こういう話です。

そういう中で、アイススケート協会の皆さんが非常に努力をされ、奈良県でアイススケートの灯を消すなど、総合型地域スポーツクラブとも連携してスケート教室をされているのです。三郷町や大和郡山市の子ども会もバスを仕立てて大阪までスケート教室に行くと。初めてスケート靴を履いた子どもも、ものの30分もすれば専門的な指導を受けて滑れるようになって、非常に感動したという話も聞いています。

平昌で冬季オリンピックが来年開かれることもあり、アイススケートに親しむ機会もふえますので、奈良県でなかなか難しい環境にあるアイススケートが、このスポーツ推進計画でどのように位置づけられるか。私なりに読み解きますと、20ページ、21ページにスポーツ施設の整備・運営、身近な公共施設等の整備と記載があります。荒井知事も本会議の答弁で、ホテルを核としたまちづくりの計画の一部に、イベント広場を使ってスケートリンクができないかの言及もありましたので、そういったことも念頭に置いて、スポーツ振興課長はどのように考えているのかを、聞いておきたいと思います。

2点目は、文化財保存課になると思うのですが、興福寺旧境内で発見された登大路瓦窯跡群についてです。このすぐ隣の県立美術館の拡張計画に伴って、ことし5月から県の婦人会館、消費生活センターの跡地で発掘調査が行われており、先月11日に現地説明会がありました。当地は平城京左京三条七坊で興福寺の旧境内に当たるということで、検出された瓦窯は、9基あると。いずれも有床式平窯で、このうち4基は平安時代末期から鎌倉時代初期のものということが判明しています。ちょうど1180年に平重衡による南都焼き討ちで焼失した興福寺の復興に使われた貴重な遺構だというこの瓦窯の跡ですが、今回初めて検出されたものではなくて、およそ50年前、婦人会館や消費生活センターの建設

の際に検出され、当時は埋め戻し保存をして今に至っているということです。ところが、今回、この遺構は、現地保存をせずに記録保存をすとお聞きしています。

そこでお聞きしたいのですが、50年前は建物の設計変更まで行って保存をしてきた貴重な遺跡を今回はなぜ破壊を前提とした記録保存とするのか。私は瓦窯群の保存を前提とした計画に改めるべきだと考えますが、名草文化財保存課長の考えをお聞きしておきたいと思います。

3点目は、学校のトイレの問題です。県内の小・中学校のトイレの実態を、この間いろいろお聞きをしていますと、トイレの洋式化が言われる中で、一定洋式化される場所もふえてきているわけですが、それでもまだ洋式化率は34.9%で全国38位という状況になっています。実態を聞きますと、洋式化以前に老朽化が激しく、においがひどかったり、そもそも男女別になっていない、あるいは洋式化はしたが無理やり狭いスペースで洋式化をしたために非常に使いにくい、カーテンで仕切った狭いスペースに洋便器がぼつんと置いてあるなどといった実態を聞いています。県教育委員会として、こういったトイレの整備状況について、一斉点検を行って、ふさわしい改修を促すべきだと思うのですが、学校支援課長の考えをお聞きしたいと思います。

4点目は、県立高等学校の再編成の問題です。2004年から2008年にかけて高等学校の再編成が行われ、11校を一気に減らすというものでした。今回は、10月に臨時教育委員会が開かれて、今後、検討を重ねて2月には方針を定め6月には学校名を上げた計画がまとまるという見通しになっており、今回は非常に短期集中型かと受けとめています。先月から県内を3つのブロックに分けて地域別協議会を開催し、中学校長、保護者の意見を聞いているということですが、1回目の地域別協議会でどのような意見が出されたのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、中学校長やPTAの役員の意見を聞くだけでは不十分だと思います。現役の高校生や高校教員、あるいは広く県民の意見に耳を傾けて慎重に計画を立てるべきだと思うのですが、その点についてもお聞きしたいと思います。

○三原スポーツ振興課長 宮本委員からご指摘いただいた県内のアイススケートリンクですが、現在、ない状況であることは重々認識しています。委員から紹介がありましたように、競技団体、スケート連盟の皆様と勉強会の形で、どのように県内にアイススケートリンクを設置していくのかを、膝を突き合わせてこれまで何度か意見交換等もさせていただいています。設置については、スポーツ推進計画に具体的にアイススケートリンクという言

業は入っていませんけれども、例えば考え方として公だけではなくて、民間活力、資金、ノウハウの導入ということで、近隣の兵庫県や、来年度には京都府山城町でも、連携した形で民設の施設もできると聞いています。そういった方々の意見も参考にしながら競技団体、関係の企業等の力をいただく形で前向きに進むように努力していきたいと思います。以上です。

○名草文化財保存課長 遺構について現地での保存を前提とした保存を行うべきだという質問ですが、残念ながら遺構の残存状態がよくないことから、現地での保存ではなく詳細な記録を作成することによる保存を図ることとしたものです。具体的に説明しますと、瓦窯はたき口、燃焼室、焼成室、沿道の各部分から成るトンネル構造を持ちますが、今回見つかった窯跡の中で全てがそろっているものはありません。また、瓦窯の上部は押しなべて後世に削り取られている状況です。今後とも出土品の公開をはじめ、発掘調査成果の公表を通じた活用を進めていきたいと思います。また、遺構の保存については、3Dレーザー測量などにより詳細な記録を残して保存をしているところです。以上です。

○中西学校支援課長 小・中学校のトイレについてです。委員ご指摘のように、昨年4月1日現在の調査によると、奈良県が全国平均をかなり下回っている状況です。この洋式化の問題のほかにも、老朽化の問題、それから狭いといった施設面の問題もあります。特に老朽化については、全国的に見ても築25年を経過する学校が約7割を占める状況です。これは本県においても同様の状況で、施設の老朽化が喫緊の課題と認識しています。

調査をして実態把握をしてはどうかというご指摘です。一斉調査という形ではありませんが、毎年度、洋式化以外の老朽化や改修等の問題について、各市町村から建築計画の提出を受けるときにヒアリングを実施しています。そういった場を通じて、各市町村の個々の実態を把握するように努めているところです。市町村においても、平成29年度は、6市町村20校において改修を実施、それから、来年度の計画ですが、11市町村25校についてトイレの事業を計画されている状況です。県としましては、こういった市町村の整備事業について、一義的には市町村の判断でやっていただくわけですが、これまでも各市町村に対しては、説明会の機会を通じて、トイレをはじめとした学校施設の老朽化対策をお願いしてきたところです。引き続き国の財政支援もありますので、そういった制度について、きめ細やかな情報提供を行い、一方では、国に対して施設整備予算の確保について、しっかりと要望をしていきたいと考えています。以上です。

○前田教育振興大綱推進課長 県立高等学校の適正配置の検討についてのご質問です。

まず1点目の、過日行われた1回目の地域別協議会で出た意見についてですが、11月28日、29日に第1回の地域別協議会を県内3ブロックに分けて実施しました。中学校の校長先生や保護者の立場から特色化を進めることや地域を支える人材育成を進めることについてご意見をいただいたところです。特に県立高等学校の特色化を進めることについては、中学校卒業段階で進路を明確に決めることができない。できている生徒は特色化された学科をみずから選択するが、決めることができない生徒も多く、それらの生徒の多くは普通科に進んでいるなどの意見も出された一方で、中学生が選択できるようにするためには、幅広い視野を持たせるキャリア教育が必要という意見も出されており、生徒が主体的に学科を選ぶことができるよう、中学校における進路指導を充実させることや普通科を含めて幅広い選択肢を提供できる学科構成やその配置を見直すなど、中学生がみずからの進路と関連づけて選択できる県立高等学校のあり方について検討したいと考えています。

なお、実際的な課題として、中学校の関係者から、各学校の特色が中学生や保護者に十分に周知できていないのではないか、高校に入ってから幅広い進路に対応できるようにしてほしいという声もいただいています。これらについても、今後、特色化を進める上での参考にしていきたいと考えています。

2点目として、もっと幅広く意見を聴取し、慎重に進めるべきではないかということですが、この地域別協議会とは別に、教育委員会の臨時会において、高等学校の関係者からのヒアリングを2回実施しました。また、別日に県の高等学校のPTA会長からも意見を聴取することになっています。さらに県内の全ての中学校の校長やPTA会長にアンケートを実施しました。今後は、来年1月下旬に開催予定の第2回地域別協議会において、適正配置の基本方針策定に向けたさまざまな論点について、再度意見を聞かせていただく予定をしています。引き続き幅広いご意見を聞かせていただきながら、2月の基本方針の策定、その後のパブリックコメントの実施、6月の適正配置計画策定に向け進めてまいりたいと考えています。

○宮本委員 アイススケートリンクですが、昨今、ショッピングモールなどの一角に簡易なスケートリンクを設置し、親子で体験できるようなことも展開されているようですので、ぜひ県の産業・雇用振興部などとも連携をとっていただいて、ぜひ念頭に置いてしっかり進めていただきたいと申し上げておきます。

それから、2点目の興福寺旧境内の瓦窯跡群についてですが、やはり時代が進むと史跡に対する新たな知見も出てくると思いますので、今回は破壊を前提とした記録保存とせず

に、しっかりと現地保存をして、新しい施設を建てたとしても、40年後、50年後にはまた違う施設に建てかわるときに同じようなことになってくると思います。

興福寺の瓦研究で知られる興福寺境内管理室の方が、史跡指定されてもよいレベルのすばらしい遺跡だと新聞の取材にも答えておられますので、こういったことも念頭に置くべきではなかったかと思いましたので、意見として申し上げておきます。

それから、学校のトイレの問題ですが、きょう、ある市の小学校のトイレの様子を記録したものを持ってきたのです。参考までに示しますが、これは男子児童が使用するトイレですが、入り口から丸見えなのです。カーテンというよりものれんのような物で仕切っているという情報です。これは児童便所と書いた入り口ですが、中に赤い金魚と青い金魚の印が付けてあり、赤が女子児童用、青が男子児童用で、中で分かれていますが入り口は一緒なのです。これはまた別のところですが、男子用と女子用と分かれています、上があいているものですから、声は丸聞こえという状況です。中にはここを上ったりする児童も出てくるということです。結構深刻です。それから洋式化したということですが、和便器が置かれていたスペースにそのまま洋便器を置いていますから、前の壁がすぐ目の前に来る、膝がぶつかって衣類の着脱ができないという実態です。これをもって洋式化としているということです。同じく洋式化ですが、このように本当に簡易なカーテンでスペースを仕切っているだけで、まさに洋便器を置いただけと。しかも鍵がかかっていませんから、うっかりあけてしまって、キャーということになるという話です。それからこれは和便器の状況ですが、びちゃびちゃになっていますから、上履きのままここに入ると大変不潔な状態で教室に出入りするということです。

こういった実態が割と広く置かれている状態だと思うのです。児童の人権にかかわるような問題だと私は思っているのですが、教育長にこの写真をごらんいただいた感想をぜひ述べていただきたい。これは本当に放置してはいけないと思うのです。せめて実態をよく把握して、市町村教育委員会にも、人権にかかわる問題として情報発信していくべきだと思うのです。教育長の受けとめをお聞きしておきたいと思います。

それから、県立高等学校の再編成の計画ですが、先日、県のPTAの会議があり、進路対策の委員会がみっちり3時間行われました。その多くが高校の受験の問題やあり方の問題についての意見交換の場になりました。先ほど地域別協議会でも出された意見として紹介されましたが、今、定員の70.2%が普通科、約30%が特色・専門ですが、結構選びにくいという話です。確かに多様な学校ができました。いろいろなコースがあります。

選択肢がふえたかに見えるのですけれども、いざ選ぼうとなると、その多様さゆえに、例えば漠然と人文系に行きたい、機械工学系に行きたいと思っても、細かい選択肢だと選びにくかったり、選んだときにもし進路が合わなかったらどうしようという思いを持つということです。結局、最後は偏差値で選ぶことになるのだという声や、地域にある学校の中から選ぶことになるのだということを議論しました。それで、大まかにどういう方向に意見が収れんされるかという、今ある学校の中から選ばないといけないということで言えば、入った後で多様な学びを保障してほしいと。15歳から18歳に至る教育の課程の中で、入り口が多様化によって狭まった分、出口を広げるという高校教育の充実が必要ではないかという意見に大体集約されていったように思うのです。その点で、ぜひこの中で出ている高校に入ってから幅広い進路選択ができるような教育内容の充実という点について、吉田教育長は、どのように考えておられるかを確認しておきたいと思うのです。私が学生のころを振り返りますと、15歳のときにそんな専門性を考えた記憶がありません。18歳で大学を選ぶときでさえも、どういう進路に行こうかと。当初は理系クラスにいたのですが、受験直前に文系に志が変わって、文転して苦労した経験があるのです。教育大に入ったけれども、教師にはならずこういう道に来ているわけなのですが、そういうことも考えますし、一昔前は、大学といえば1回生、2回生は一般教養で、専門性の選択は20歳からだったわけです。ところが今は15歳で専門性を選択するというのは、かなり酷な話ではないかと思うので、中には15歳で専門性をばちっと選択できる生徒もいるでしょうけれども、多くの場合、15歳、18歳、そして20歳という壁の中で自分を探していくことになると思いますので、そういう点で、高校の教育の中での出口を広げることについての考えを聞いておきたいと思います。

○吉田教育長 まず、トイレの件です。恐らく小学校のトイレかと思います。旧態依然とした人権感覚の中では、カーテンで仕切る等々のトイレが昔は許されたかもわかりませんが、性的に成熟をしている今の小学生に対しては、やはり一つの課題だと思っています。トイレの環境を整えることも必要ですし、人権的な配慮も必要だということを、今後、市町村等に伝えてまいりたいと思っています。

それから、高等学校をどのように特色化していくかですけれども、やはり右肩上がりの時代に普通科高校をどんどんつくって、そして大学へ行けばいいという時代は既に過ぎ去ったのではないかと思っています。

これは、ある意味では、普通科をたくさんつくると、偏差値という物差しで子どもたち

の学力に合わせて学校を選択することになっていくと。これからの時代は、AIの進展によって子どもたちの職業が60%奪われるかもわからないという時代に、子どもが何に興味・関心を持つのか、必ず子どもは何かに興味・関心を持つので、その興味・関心を引き出したり、その興味・関心を伸ばす、そして社会で生きるような子どもに育て上げていく。

二階堂高等学校にキャリアデザイン科を設置しました。幅広くキャリアを自分で形成していこうという趣旨の学校です。美容師になるためのダブルスクール制度を今の1年生から導入しました。当初は7人が希望し、現在は4人が来年度には土曜日に専門学校に通い、通信教育を受けると校長からも聞きました。宮本委員がおっしゃるような、入ってそこで考えるという学校ももちろん必要であると思いますし、早くから子どもたちがいろいろなことに、例えば語学に興味関心がある、そうしたら語学を伸ばす、そんな学校をどのように設置するのか、両面からやはり学校づくりを推進していく必要があると思っています。

また進路を変更する子どもへの対応は、高等学校の教育の中でできるのかどうかも大切な視点であると思っていますので、どんな対応ができるのかも含めて、未来の高等学校づくりに邁進してまいりたいと思っています。

○宮本委員 トイレ問題については、人権にも配慮した情報発信という力強い答弁をいただきましたので、期待しておきたいと思います。

県立高等学校についてですが、1つ気になっているのが、新聞報道にあった吉田教育長の発言の概要ですが、普通科から大学進学という思考が主流だったが、語学など実学を求める傾向に変わり始めているという発言です。これは、一定の今の社会の側面を捉えたものだと思うのですが、私は、そういった選択の背後に大学の学費負担が高いこともあって、進学を断念する流れも生まれていると。その中で実学思考という要素もあるかと思うのです。

その一方で、生徒、青少年の心に目を向けますと、やはり多様化の社会の中でゆっくりと自分探しをしたい、いろいろなことを学びながら、いろいろな経験をしながら、自分の進路を定めていくといった思いは昔と比べて広がっていると思うのです。そういう点で、専門化や特色化が進んで細分化されていくことに大きな不安を感じているのです。大きなくくりの専門化というのはあり得ると思うのですが、細分化はやはり発達年齢が上がる中で、高等教育へと進む中で、みずからの力で切り開いていくものだと思いますので、余り入り口を狭めるのもよくないと思いますし、当然出口は広げていくことが大事だと思っていますので、このことを申し上げて質問を終わります。

○阪口委員 犬・猫の殺処分及び譲渡について質問します。

先ほど姫野消費・生活安全課長から、資料4「奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）（案）骨子」で、詳細にわたって説明していただきました。私は、県議会議員になって7年になりますが、当初思ったのは、奈良県は動物の殺処分が多いということで、本会議や文教くらし委員会で質問をしました。議員になって、担当者等は随分努力をしてくださっているという気持ちは持つわけです。

資料4の指標2で、犬・猫の殺処分数・率が掲載されていますけれども、殺処分を減らすために、今どういう取り組みをしてくださっているのか、その辺をもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

○姫野消費・生活安全課長 犬・猫の殺処分及び譲渡の状況です。

まず1つ目に、犬・猫の殺処分の状況です。犬・猫の殺処分のうち犬は、昨年度、動物愛護センターが引き取った392頭から飼い主に返還した37頭を除く355頭に対し、動物愛護センターの獣医師が性格検査、血液検査、ふん便検査、感染症検査等の審査を実施、134頭が譲渡できると判定し、その全ての犬を譲渡することができましたが、残念ながら審査で譲渡できると判定されなかった221頭は安楽死処分となったところです。

次に、猫ですが、成猫は、330頭のうちわずか4頭だけ譲渡したという状況です。そして、子猫は、1,026頭のうち譲渡できると判定したのは、わずか19頭です。これは、成猫で引き取ったものは野外で生息しているものが多く、人への攻撃性が大変あるということ、また、完治の難しい伝染性の猫エイズ、猫白血病等に罹患しているものが多かったという状況です。

また子猫は、伝染性の呼吸疾患に罹患していたり、離乳前のために自活ができず、現状の動物愛護センターでは飼育が難しい状況になっています。

しかしながら、犬、猫ともに譲渡できると判定したものは、全て譲渡したという状況です。以上です。

○阪口委員 今の答弁をお聞きすると、猫の譲渡は犬よりは難しいと、しかし全体としては、殺処分を減らしていく方向で着実に取り組みをされているという理解でいいでしょうか。

○姫野消費・生活安全課長 そのとおりです。

○阪口委員 では次に、譲渡に当たって、私は動物愛護団体等と協働して譲渡に取り組んでいただきたいと思います。実際そういうこともしてくださっているかと思えます。私自身、いろ

いゝな動物愛護団体と接してゐますけれども、愛護団体はそれぞれ考えが違つて、なかなか調整が難しいところがあるのです。大きな愛護団体は余りなく、少人数のいろいろな愛護団体があり、考えの違いがあると。その愛護団体に譲渡するに当たつて、どういふ取り組みをされてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○姫野消費・生活安全課長 動物愛護団体との関係です。県では平成26年5月から県下の動物愛護団体と譲渡事業に関する協議、協働について話し合ひを持ち、平成26年11月から動物愛護団体等と協働した譲渡事業をスタートしたところではす。

また、平成27年度からは、民間団体等を介した動物譲渡事業として予算化し、事業を円滑に行えるよう、動物愛護センターの設備を改善するなどの整備も行ひ、事業に取り組んでゐます。

猫の団体については、事情により、現在、県との協働を辞退されてゐますが、犬の団体には県の譲渡基準に外れた大型犬、高齢犬や、回復まで中長期の治療やしつけ直しが必要となる病気やけがを患った犬を預託し、譲渡していただひてゐます。昨年度は県が譲渡した134頭のうち99頭をこの団体へ預託し、譲渡をお願いしました。

また、この団体が実施する譲渡会を平成28年度から年2回、県庁回廊下で実施することとし、県獣医師会とともに譲渡会の開催を支援し、これまでに回廊下で4回実施したところではす。

また、これまで動物愛護センターでは取り組むことができなかった幼猫の問題ではす、これは特に動物愛護団体ということではなく、離乳に近い幼猫に、授乳や離乳食を与えていただく飼養ボランティアを一般の方、または動物愛護団体の方から募集し、少しでも命を助ける取り組みを始めたところではす。

広報活動などもことしの6月議会でご報告させていただきましたが、ソーシャルネットワークサービスにより譲渡候補犬や猫の様子を、写真や動画で紹介してゐます。また、奥大和移住定住交流センター「engawa」において、譲渡候補犬を見ていただきながら講習会等を行う出張譲渡講習会を7月から2回実施し、これまでにその他の会場でも4回の出張譲渡会を実施しました。

これらの取り組みにより、昨年度の猫の譲渡数は23頭ではす、今年度は11月末現在で、わずかではすけれども53頭の猫を譲渡したところではす。今後とも引き続き事業を進めていきたいと思ひてゐます。

○阪口委員 いろいろと民間団体と協働してやつていくのは難しい側面もあろうかと思ひ

ますけれども、うまくいけば県庁だけではなく、いろいろな力をかりていくと進むと思いますので、県は大変かと思えますけれども、引き続きよろしく願います。

最後に、これは要望です。昨日私は、一般質問で、砂防・災害対策課の自殺の問題について取り上げました。彼の出勤簿を、全部見ました。砂防・災害対策課のときはかなり超過勤務がありますが、それ以前の課でもあるわけです。それ以前の課は教職員課です。全部見ましたら、やはり非常に退勤時間が遅いのです。彼は奈良マラソンを走った後も、そこで働いていると。サービス残業はどの課にもあると思いますが、豊かに生活するために働きに来ているので、そこで過労自殺に至るのはやはり問題だと思います。

あす、12月13日午前11時に弁護士も入れて公務災害の申請をし記者会見をするわけです。そこで話が大きくなっても死んでしまったら何にもならないのです。公務災害の申請は意外と難しいのです。私は、中学教師をやっている、48歳のときに学校で授業中に倒れました。それでも公務災害の申請はなかなか認定が難しく、公務災害申請はしていませんが、その後の後遺症も少し残っているわけです。要望は、やはり教職員課や、いろいろな課がありますが、超過勤務については、できるだけ縮減していただきたいと、私が言うのはおかしいわけですが、よろしく願います。

○中村委員長 委員の皆さんにお諮りします。今、午後3時10分ですけれども、まだ委員の皆さんのご質問もあるように伺っておりますので、ここで10分間ほど休憩をとらせていただいてもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、午後3時20分から会議を再開するということで願います。

15:10分 休憩

15:23分 再開

○中村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○岡委員 先に要望を申し上げます。

先ほど来出ている話を重ねますけれども、1つは、学校現場の先生方が非常に忙しくなっていることについて、サービス残業という話も出ましたが、非常に私もそういう実感を持っていますので、ぜひその辺の改善をしっかりとやってもらいたいとお願いしたいと思います。

それともう一つ、先ほど宮本委員からも話があったトイレの問題で、私も幾つか聞いています。また、トイレに限らず、特に小学校の施設は、かなり厳しい学校も多いようです。

町や村になると予算もないということで、大変な状況です。県として何か配慮していただければありがたいと思いますので、まず実態をしっかりと見ていただくようお願いしたいと、最初に2点要望をしておきます。

質問ですが、実は先般、代表質問したことについて、時間がなく尻切れトンぼになったという思いがありますので、二、三重ねて質問したいと思います。

1つは、特色ある学校づくりについて、先ほど来、キャリア教育などいろいろな話の中で、教育委員会としてもそういう方向性に取り組んでいる話もたくさん聞かせてもらいました。

そこで、改めて今、奈良県として、例えば他県に向けて自慢できると言ったら言い過ぎかもしれませんが、今、これは奈良県として非常に力を入れてやっているという取り組みがあればご紹介したい。特に高等学校のキャリア教育、特色ある学校づくりについて、何かあれば教えていただきたいのと、今後奈良県として、こういう方向性を持った特色ある学校づくりをしてみたいという思いがあれば、その点をお尋ねしたいと思います。

この間の代表質問では詳しく申し上げられませんでしたでしたが、私が触れた島根県海士町の離島の高校で魅力化事業をされまして、全国でも有名になりました。ここの授業の内容を勉強させてもらいましたけれども、本当にV字回復で、生徒の数がふえたと。時に、島の外から全校生徒の4割を超える方々が入ってきたという実態です。数千万円程度の予算を毎年使って、平成22年からずっとやってきているわけです。1つは学習センター運営費で、ポイントは塾という形をとりながら、そこに塾の講師を入れまして、啓発をしながら取り組んでいったということ。そして、全国に発信をした結果がこういうことになったということです。

背景には、入学者が少なくなって廃校寸前までいったということが、島としては大きな危機感があったわけですし、島を挙げて取り組んだということです。やはりやればできるということが、一つは実証としては、参考にすべきではないかと思うのです。

特に今、高等学校でも統廃合の問題も現実的に議論されているわけです。もちろん統廃合をせざるを得ないこともよく理解できますが、それと同時に、あわせてどうしてもその学校を廃校しなければならないのか、何か今から手を打てば、まだ間に合うことがあるのではないかと私は思いますので、その辺のことも含めて教育長が思っていच्छやることがあれば教えてもらいたい。これが1点です。

2つ目は、学校の安全に関する取り組みで、昨今、本当に何が起こるかわからない学校

現場の状況です。小学校から高等学校に至るまで、本当に日々変化の最近の状況です。

そういう中で、いろいろな危機に備えて、今、県としてもいろいろな形で取り組んでもらっているとは思いますが、やはりポイントは、学校はもちろんですが、地域や警察との連携、消防との連携、また保護者との連携等々、地域ぐるみで子どもを守っていくという体制が今、どれだけでできているのかが大変気になるわけです。

本県も、事件が幾つかありました。登校中、命を失う生徒も出ました。そういう中で、登下校の防犯はもちろんですが、交通事故等もあります。それから、災害、風水害もあります。また、今この瞬間に来てもおかしくないと言われている南海・東南海地震、それが実際来たときに、どの程度の被害が想定されるかは、ほぼ言われているわけです。では、それがわかっている中で、現場としてどのような対策を考えておられるのか等々を含めて、学校の安全についての具体的な取り組みについて、何かお考えなり決意があればお尋ねしたいと、この2点です。

○吉田教育長 まず、奈良県が誇れるような高等学校づくりをどのようにしてきたかですが、1つ私が誇れるのは、スポーツによる全国公募を4つの高等学校で実施できたかと。山辺高等学校ではライフルと馬術、非常に少人数ですが、全国的にも活躍をしています。榛生昇陽高等学校では自転車。御所実業高等学校ではラグビー。これが一番学校が活性化しています。それから十津川高等学校ではボートで全国に公募をしています。十津川高等学校は残念ながら実績がありませんが、全般的には実績が上がっているのではないかと考えています。県名は言いませんが、全国公募をして野球が強かった学校が、教育長はなかなかそれができなかったのだとおっしゃっていましたが、奈良県では議会も含めてお認めいただいたので、こういった活性化に対して、スポーツによって学校の活力をつけていこうということが1つ成功したのではないかと。

それから、高等学校では理数科単独校は定員割れの状況が起きましたけれども、県立の中・高等学校をつくらせていただいて、理数科単独ではなく、中学生が高等学校へ上がったときには理科系と文系の進路に対応できる、中高一貫校もできたと考えています。

それから、過疎中山間地域の高等学校をどのようにするのか、これは課題です。十津川高等学校も十津川村からいろいろな協力をしていただき、そして、十津川村長の学校に対する思いも受けとめながら、どのように学校を活性化するのかと。実を言いますと隠岐島前高校のような進学校ということも考えました。しかし、十津川というフィールドですので、やはり工芸コースを設置し林業が盛んな地で復活を目指しています。工

芸の中でも木工を中心に特色を出していこうということで、少しではありますけれども、高校生の作品が評価されるようになっていると。

これはいいのかわかりませんが、木で介護用のベットか何かをつくってくれないかと、そんな声も校長には届いているということで、木工を中心に特色化をどのようにできるのか。それから当然進学にも対応する必要がありますので、普通科という両側面を持たせながら、十津川高等学校の活性化は、これから真剣に考えていく必要があるのではないかと考えています。

今後は学校づくりを進めていく上で、やはり地域に愛されたり、地域の小・中学生がそこに行きたいという学校をつくりながら、普通科の全県的な配置、それから地域性の強い特色ある学校づくりを、どのようにあわせ持って学校づくりをしていくかを、今考えているところです。答えになったかどうかはわかりませんが、今の考えはそういうところでは。

○吉田保健体育課長 岡委員から、学校安全に対する取り組みについて、もう少し具体的な状況についてのご質問、そして、今後どのように取り組んでいくのかについてお答えします。

さきの代表質問の中で教育長から答弁させていただきましたけれども、その中で生活安全教育における地域安全マップの作成についてもご答弁をさせていただきました。このことについて、地域との連携も含めて、具体例としてご紹介させていただきます。

事件や事故に遭う危険を回避するために、校区内の、例えば過去に事件や事故が起こったところ、ヒヤリ・ハット事故の発生箇所、事件や事故が起きそうなところ、何かあったら助けを求めるところ、降雨等による災害の発生しそうなところを中心に、子どもたちが教職員はもとより、保護者、地域の自治会の人々、警察などの関係機関の協力を得て、実際に通学路等を中心とした校区内を歩いて調査し、地図に落とし込む作業をしています。各学校によって作成方法や地域との協力体制に違いはあるものの、子どもたちが危険を予測し、危険を回避するためには効果的な取り組みとなっています。

続いて、防災教育の面での具体的な取り組みを紹介させていただきますと、これもさきの代表質問でお答えさせていただきましたが、平成26年度作成の防災教育教材「災害から身を守る～紀伊半島大水害の記録～」の活用を促しながら、緊急地震速報の警報音を活用した科学技術を活用した避難訓練等についても、対応マニュアル例を各学校に文書で知らせるとともに、県教育委員会のホームページにも掲載し、各学校における取り組みをサ

ポートしているところです。

また、特徴的な取り組み実践としては、例えば五條市の中学校では生徒が中心となり保護者、自治会、関係機関と連携した防災訓練を実施し、避難所設営訓練、心肺蘇生法実習、炊き出し訓練等に取り組み、成果を上げているところです。

今後の取り組みについてですが、県教育委員会が作成している、「学校安全」指導の手引があります。これはあらゆる学校安全に関する事象について、項目別にどのような対応が必要なのか、学校でどのようにマニュアルをつくるべきかをその中に網羅しているわけなのですけれども、学習指導要領の改訂にあわせて、各学校の今後の対応マニュアルを作成する上での指針となるよう、「学校安全」指導の手引を新たに全面的に改訂していきたいと考えています。

○岡委員 まず最初の特色ある学校づくりで、私は代表質問のときにピンチはチャンスと申し上げましたが、本県のように大変厳しい人口減少、過疎化等々の中で、これを逆手にとっていくという発想があるのではないかと思うのです。

例えば、少し話がずれるかもしれませんが、先般、教育委員会の中で、私も参加させてもらって、へき地教育の議論を聞いて最後にご意見申し上げたのですけれども、複式学級の話です。最初は教育委員会の方々も市町村教育委員会の方々も、加配をという要望がずっとあったわけですが、議論をする中で、複式学級のあり方をもっと研究して、それを逆手に生かさないといけないのではないかという発想の話もありましたし、また、そのためにはやはり教育委員会としての複式学級を担当する先生の研修や、能力の向上が欠けていたのではないかなという反省の弁も出ていました。まさにそうだと思うのです。

だから、現状を考えると、初めから複式学級を否定してかかるのではなくて、これはもう避けて通れない課題だと思うのです。そうすると、それを今度どうやって生かすほうに変化させるかという発想が大事だと思います。今の学校が抱えている課題の中で、人口減少により生徒が減っていく、また、よその学校へ行かれてしまう、高校でも私立に行く方がふえていますけれども、そういう中で、やはり公立高校として、また、小・中学校もそうですけれども、生徒をいかに呼び込むかという仕掛け、そして、そのためには何といっても私はキーマンが必要だと思うのです。先ほどの隠岐島前高等学校でもそうですけれども、やはりキーマンを呼んだ、その人が中心になって、いろいろなことをアドバイスしながら行政と地域と取り組んでやってきた結果がこうなっているということです。

したがって、確かに教育委員会の中にも立派な発想があると思いますけれども、それより外にも知恵を求めるといってもぜひやってもらいたいと、要望したいと思います。必ずそこに何かいいヒントがもらえるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

それから、安全については、いろいろなことが想定されるだけに、これが一番いいのだということはなかなか私もわかりません。しかし、ポイントは何かといたら、やはり身についているかです。いざというときの動きができているかどうか、ここがポイントだと思います。釜石の奇跡と呼ばれたあの子どもたちが全員助かったのは、日ごろから訓練して身についていた。反射的に、もうとにかく津波が来たらてんでんこ逃げろと、最初から教えてあることが生きたのです。そういうことを考えると、日ごろから、子どもたちに対して、身につけるための訓練をしっかりと取り組んでいただくように、各学校にぜひご指導願いたいとお願いして終わります。

○安井委員 子どもたちが学校生活を送るのに、楽しい学校であるという前提はもちろん言うまでもないわけです。楽しい学校生活を送ることこそが健全な子どもたちの育成につながっていくのではないかと考えています。これも言うまでもなく先生もそういうことを基本にしていつも取り組んでいただいていると考えているのですが、不幸にして事件や問題を起こした少年が、学校で当然そういうことが話題になり、学校としても対応に困られる場合もあるかと思えます。前回も特別指導のあり方について質問させていただきましたが、問題を起こしてしまった生徒に対しては、それぞれの学校で対応されてきたという過去があって、そして問題を起こした生徒に対して反省を促す、例えば謹慎をすとか注意をすとか、さまざまなことを学校単位でやってこられたということで、それが法的ではなく、学校で最善の策を講じられてきたわけですが、各学校に基準や指導方法は、お任せされていたというか、おのおの対応されてきたという経緯があり、教員の間でも取り組みについて不十分なところもあったのではないかとこの側面も否めないかと思うのです。取り組みの反省すべきところは反省して、当然そのケースや内容によっては、各学校で個別に対応を考えられるのが一番いいのですが、少なくとも現状の問題点としては、教育委員会で、ある一定の統一した考え方や、どういう形で教育委員会との連携をとっていくのか、そういうガイドラインが必要ではないかと思って質問したのですが、最近の報道によると、教育委員会がガイドラインをつくっているという報道がありました。教育委員会としても一定の方向を出されて、各学校それぞれが対応されたことに対して、教育委員会としてもこういう思い、考え、そしてまた聞く、話す、さまざまな面で効果的な対応策が講

じられていくものと思うのですけれども、つくられたガイドラインについて、まず現状から見てどういう方向性を見出していくのか、また、その意義をどう強調されていこうとしているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○相知生徒指導支援室長 このたび作成した特別指導ガイドラインについて説明します。

委員お述べのとおり、生徒の環境や生徒個々の対応で、生徒集団全体を対象とした一般的な指導では解決できない場合、また、問題行動を起こした生徒に実施している特別指導について、このたび県で特別指導のガイドラインを作成しました。特別指導とは問題行動等を起こした生徒がみずからの行動を反省し、将来に希望や目標を持って充実した学校生活を送ることができるよう、特別に指導を行って支援する教育活動です。このことを、各県立高等学校に再認識してもらうために作成しました。個々の生徒にとってどのような指導と支援が必要なのかを見きわめ、関係職員が共通理解を図りながら指導と支援を行うことを全県的に推し進めることが重要と考え、このたび12月4日に奈良県立高等学校における特別指導ガイドラインを作成しました。

県立高等学校で特別指導の対象となる事象が発生した場合は、このガイドラインをもとに問題行動等の背景や事実を具体的に把握するとともに、各学校であらかじめ定められた生徒指導に関する規定を踏まえつつ、個々の生徒の置かれた環境や特性等にも配慮した指導と支援を行っていきます。

また、特別指導は生徒に対する教育的な指導であり、法定懲戒とは異なるということを保護者及び生徒に十分に説明して、生徒の自覚と家庭の協力のもとに進めていこうと思っています。

今後、生徒理解を基盤とした指導と支援が全県立高等学校で行われるよう、今年度中に、具体的には今月末から生徒指導支援室の指導主事が各学校を訪問して、ガイドラインに基づく研修会を全ての高等学校で行い、内容の周知に努めてまいりたいと思っています。以上です。

○安井委員 このガイドラインによって、一定、一体的な問題行動に対する取り組みが広がったということが言えるのですけれども、各学校でやっておられた今までの特別指導は、決してそれを否定するものではなく、やはりそのケース、立場、環境によっては、それはそれで十分いいと思うのです。教育委員会としてどうするかは、お聞かせいただきました。指導主事の方が中心になって、各学校を訪問してということですが、その実施方法について、全体的な意見を聞こうと思えば、個別に訪問していくよりも研修会でも開いた上

で、いろいろな意見を聞かれたほうがいいのではないかと。各学校ではどういう問題があって、どういうところに不備な点があり、どういうところに特徴があったかという点も全体的に意見を出せる場をつくって、県が作成したガイドラインの趣旨の徹底を図っていくべきではないかと思うのですけれども、教員たちにどのように聞いてこられたのか、そういう機会はあったのか、教えていただきたいと思います。

○相知生徒指導支援室長 学校現場等の意見を聞くことについては、8月10日に今後の特別指導のあり方検討委員会を立ち上げ、奈良県高等学校長協会会長、生徒指導研究会会長、並びに生徒指導研究協議会の常任委員長、事務局長と役員の先生方、現場の生徒指導の先生方にもかかわっていただき、また、教育委員会内の関係各課より委員として参加をいただいたり、現場の先生方、校長先生方も含め、委員会を8月から11月まで4回、それにかかわって事務局会議を4回、計8回行いまして、皆さんにご意見等をいただいて、一定取りまとめたところです。

また、専門の大学の先生等からも指導助言をいただいておりますが、今、委員におっしゃっていただいたとおり、今後研修していく上でも、活用に向けて現場のご意見を反映した形で、効果的に実施していけるように努力したいと思っています。

○安井委員 効果的という言葉で安心しましたけれども、ぜひとも効果あらしめることを期待したいと思います。また、事件、事故、そういう問題行動が起こらない現場ということを非常に大切にしたいと、起きてからの対策ではなくて、起きる前の対策が最も大切であるとかねがね思っていますけれども、そういう環境づくりにも十分配慮して頑張ってもらいたいと思います。

いずれにしても、生徒たちが学校との信頼関係をつくっていかなければいけないと思うので、これを契機に信頼関係の醸成にも、生徒と学校との関係を十分意識を高めていただきたいと思います。以上です。

○中川副委員長 私からも、先に教育委員会所管のものについて質問します。

まず、先日の決算審査特別委員会において、学校給食の安全安心について、香芝市の給食食材に不正な書類が提出されていた件に関して、その後どのような調査結果が出たのか、経緯も含めてご報告をお願いします。

○吉田保健体育課長 ご質問は、平成28年5月に、香芝市の学校給食で使用する豚肉について納入条件に県内産を求めていたにもかかわらず、業者が納品した全ての豚肉の産地証明書を提出しないまま納品したことによって、豚肉に対する安全性について不信を招い

たという件についてです。お答えします。

県教育委員会としましては、この事態を受け、平成28年9月に香芝市教育委員会を訪問し、聞き取りと指導を行っています。その後の状況確認のため、再度本年10月27日に当課の担当者2名が香芝市教育委員会を訪問し、聞き取りを行いました。

その聞き取りでは、平成28年5月に、約500キログラムの豚肉が納品されたときに、本来は15頭分の証明が必要ですが、4月11日発行の販売証明書においては4頭分の豚の産地しか確認できていませんでした。その後、同年8月になり業者から国産豚肉出荷証明書が提出されたことで、約500キログラムの豚肉全てについて奈良県産であることが確認できたということです。

香芝市教育委員会は、本来納品時に確認しなければならない豚肉全ての産地確認が納品後になってしまったことについては、市民に誤解を招く不適切な事務処理であったことを認め、現在はその反省を踏まえて業務の見直しを行っています。

具体的には、納品時には必ず納品された肉に見合う産地証明等の書類を確認することや、その他の納入条件についても仕様書に明記するなど、給食の安全を確保できるよう、改善を行っています。そのため、業務の見直し後は同様の事態は起こっていないとの報告を受けています。

今後とも県教育委員会としましては、食品の選定、あるいは食品の検収、保管等については、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に従って適切、適正に実施されるよう、研修会などのさまざまな機会を捉えて、市町村教育委員会を指導してまいりたいと思っています。以上です。

○中川副委員長 15頭のうち4頭分しか販売証明書が確認されていないと同時に、奈良県産であるという産地確認も完全にはできていないと、そういった理解でよろしいでしょうか。

○吉田保健体育課長 先ほど申しあげましたように、8月になり業者から国産豚肉出荷証明書が出ています。3カ月おくらせて出てきているということです。

○中川副委員長 おくらせて出てきた証明書も含めると、全頭について、奈良県産のものであると確認ができたということでしょうか。

○吉田保健体育課長 はい、そうです。

○中川副委員長 先ほど詳しい説明をいただきましたが、なぜおくらせて証明書を発行しないといけないのかと。本来であれば、納品時にしないといけないことが、おくらせて出てき

たことで、本当に奈良県産であるかどうかという信頼性が揺らいでいる状態です。

今回、県教育委員会からも調査していただき、先ほど今後の指導についても説明いただきましたけれども、学校給食の食品安全上の問題ですから、厳格な管理は行っていただきたいと思います。

次の質問は、学校をはじめ、教育現場におけるお金の取り扱いです。育友会費や給食費など、必ずしも公金ではないのですけれども、準公金とでも言うべきお金が取り扱われているわけです。そういったものについて、例えば使い込みであったり不適切な管理はないかといった課題意識を持っています。

例えば、最近の3年間でそういった報告は県教育委員会にありましたか。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 準公金の不適切な取り扱いのご質問ですが、直近3年間で聞いたことはありません。以上です。

○中川副委員長 報告はなかったという理解でおります。

次の質問に移りたいと思います。教育現場のICT化推進、とりわけ教員用のパソコンについてです。こちらは、先ほど藤野委員からも指摘があった校務用のパソコンにも関連するものですが、生徒用のパソコン整備率は奈良県は全国平均並みです。平成28年3月現在で全国平均は、生徒1名に対して0.200台で、対して奈良県は生徒1名に対して0.196台と、おおむね全国平均ですが、一方で、教員用パソコンは整備率が全国最下位に近いわけです。全国平均が教員1名に対して1.278台、奈良県が教員1名に対して0.514台と半分以下しかその割合としてもいない状態です。

教員用のパソコンの整備については、昨年度は307台を追加していただいたわけですが、今年度は追加なしと聞いています。今年度追加しなかった理由としてどんなものがあるのか、最近何年間かの教員のパソコンの整備状況、追加状況はどのような推移をたどっているのか、説明をお願いします。

○前田教育振興大綱推進課長 教員用の校務系パソコンについては、昨年度307台を整備させていただき、平成29年3月現在は、県立高等学校において66.1%の整備率となっています。昨年度は、これまで学習用、教育用の生徒用パソコンのネットワーク整備の中で学校ごとに行っていた整備を、整備の集約に伴う経費縮減により購入費用を捻出することが可能となったという状況です。過去には平成21年度に教員2人に1台という状況で整備して以来、昨年度まで特に実施できていなかったという状況です。

○中川副委員長 平成21年度に追加整備した後は、平成28年度までは特に整備せずに

至っていて、昨年度、改めて307台追加したという理解しております。

概算ですが、昨年度の数字で、奈良県の高校教員1,733名という数字がありましたので、これを基準に、奈良県の0.514台で割合を掛けますと現場に891台ほどあるのかと。仮に全国平均のパーセンテージだったら何台あるのかと計算をしたところ、2,215台になると。その差分は1,324台でして、昨年度整備した307台を引きますと、それでもまだあと1,017台、1,000台ほど必要になってくるわけです。生徒用のパソコンも大事ですけれども、より深刻なこういった教員用のパソコンの充実も非常に急務な課題であるように考えています。

こちらは、教員、教育の質であったり、結局しわ寄せが行くのは生徒ですから、今後も財政課にしっかりと単独で予算要求を上げていってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○前田教育振興大綱推進課長 今後の整備については、パソコンの整備だけでなく、ことし10月に文部科学省が、教育情報セキュリティポリシーガイドラインを策定したことを受けまして、それに沿った情報ネットワークを確立すること、教員一人ひとりの整備状況を早期に達成すること、さらに、校務を効率化し教員が子どもたちに向き合える時間をふやすための校務支援システムを導入することの3点について、一体的に進めることが必要であると考えています。そのための整備内容の具体について、関係各課と連携をしながら検討を進めているところです。

○中川副委員長 学校の現場でも先生たちは、非常に深刻な状況でして、パソコンの前に行列ができていたといった話も聞いています。そういった中で、今後、適切な数字に対して向かっていくために、計画を別途つくるなり、適切な進捗管理をしていただきたいと思います。一步踏み込んだ質問ですけれども、いかがでしょうか。

○前田教育振興大綱推進課長 先ほども申しましたように、整備の具体について計画も作成しながら、関係各課との連携のもとに進めてまいりたいと思っています。

○中川副委員長 計画もきちんとつくってくださるということで、ありがとうございます。

次の質問に移ります。「平成29年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」の内容についてです。

47ページ以降に、平成31年度に向けた目標がありますが、目標値が軒並み全国平均ばかりというのは、そもそも指標の設定としておかしいのではないかと思ひ質問をする次第です。

数えてみたのですけれども、目標値が全部で110件あり、全国平均を基準とした目標が75件で、既に全国平均を達成している事象については、さらなる割合の増加と機械的に書いたものが28件あります。ただ、そういったものに対して主体的な判断を持って具体的な数値を記したものが、数少ないながらも7件あるという状況です。

目標値の立て方として、軒並み全国平均ばかりというのはいかがなものかと考えますが、どういった認識でいらっしゃいますか。

○前田教育振興大綱推進課長 ご指摘のとおり、この目標値は、平成31年度までの可能な限りの定量的なアウトカム指標ということで、教育振興大綱にも示されている重要業績評価指数、KPIです。その実効性を確保するために達成状況を毎年度チェックさせていただくこととしています。

県教育委員会としましても、所管のKPIの達成に向けて取り組むために、毎年度アクションプランを策定することとしており、年度ごとのアウトプット指標及び目標値を定め、先ほど教育長からも報告をさせていただいた、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に定められた教育委員会が行う事務の点検評価とあわせて、進捗の管理を行っているところです。

ご指摘の目標値の設定については、策定した目標値は全てKPIという名称が示すとおり、教育行政の鍵となる重要な目標であることから、全国平均を下回るものについては優先的に取り組みを強化するべきであると考えています。

もちろん全てが全国平均並みが理想とする形ではありませんので、本県教育の強みをつくっていくことも、教育行政において極めて重要であると認識しており、目標達成したものについては、さらなる向上を目指して政策の充実に取り組みたいと考えています。以上です。

○中川副委員長 全国平均を下回っているものについては、まずは全国平均を目指すという趣旨であったかと思うのですけれども、昨年の評価報告書も見ていて、その後1年たって、A、B、C、Dで評価が出ています。既に、指標を達成したものについてはA評価で、数えると22件あったと。平成31年度に向けた目標なのですけれども、表現が適当かどうかわかりませんが、軽々と22件、既に1年で達成してしまったものもあります。こういったものについては、数値を更新して、さらなる高みを目指して、見直しも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○前田教育振興大綱推進課長 お示ししている平成31年度までの目標は、先ほどもご説

明したとおり、教育振興大綱に示されているもので、教育振興大綱が平成31年度末までのものとなっていますので、この目標値自体を変えることは現在していません。そのため、毎年度、アクションプランにおいて具体的な目標を定めながら実行しているところです。

○中川副委員長 わかりました。

そうしましたら、その目標の立て方として、今度の改訂時には、全国平均という表現だけで済ますのではなく、偏差値でいうと平均に当たる50ではなく、52や53と、少しずつ上げていくことも関係の委員会の中で議論しながら、より積極的な目標を立ててほしいと考えます。

続いて、同じく点検・評価報告書で、文化財についてです。文化財の建造物において、防災設備設置率が平成27年度から平成28年度にかけてほとんど進んでいないと。特に県の指定文化財において、例えば消火設備は約50%のまま推移、避雷針は26.3%から25.6%に減少していると。国の指定文化財はもう少し高い割合ですけれども、整備状況が低い状況についてどのような認識でいらっしゃるのかと、取り組み状況などをお聞かせください。

○名草文化財保存課長 県指定文化財について、防災設備の設置率が進んでいないが、どのような認識かというご質問です。

指定文化財の防災施設については、各種設備の設置を推進しており、設置事業に対しては補助を行ってきたところです。

一方、県指定文化財については、毎年指定を行い保護の拡充を図っており、平成26年度から平成27年度では、5棟を新たに指定しています。新規に指定された文化財は、防災設備が設置されていない場合があります。設置率が下がっていく傾向にあるかと思われれます。これら、新規指定の文化財についても、防災設備設置を呼びかけており、平成30年度においては、3件の防災施設設置事業に対する補助の予算要求をしているところです。この中には、平成26年度に、新規指定された5棟も含んでいます。今後も県指定文化財について、防災設備の設置を推進していきたいところです。以上です。

○中川副委員長 所有者の負担する割合が高いと、お金を用意できなかったらなかなか進んでいけないという現状もあろうかと思えます。これは文化財の修理といった面においても同じような悩みをお持ちの所有者も多いのではないかと考えています。

そういった中で、防災設備の設置に加え、文化財の修復も含めて所有者の悩みに、どのような対応をしているのか、推進に向けて取り組んでいるのかをお聞かせください。

○名草文化財保存課長 文化財保存課には専門職員がいます。文化財保存事務所も県内各地に5カ所あります。そこにおいて職員が所有者の悩みを逐次聴取しているところです。また、文化財防犯・防火・防災関係者連絡会議を毎年夏に開催しています。その中でこちらの新しい施策を紹介し、また、聞き取りを行っているところです。以上です。

○中川副委員長 文化財事務所の現場における対応などを説明いただきました。

先日の台風において被害が拡大したところもあり、たまたま訪問した神社において、カヤぶきが、あと数年でだめになるだろうというところもありました。それが県指定文化財でしたので、そういったお話も聞いていたところです。

聞くところによると、文化財保存課にも相談に来たと伺っていますので、より一層の推進に向けて私も調査なり研究をしていきたいと考えています。

関連してですが、先日、県から文部科学省、文化庁に対し、予算編成等に関する提案、要望活動がありました。その中に、文化財についてもありましたので、質問したいと思います。

要望の中で、無住社寺の対策について交付金の創設を求める、より自由度の高い交付金制度を創設するといったことも県から求めています。文化財には、国の指定文化財、県の指定文化財といったものがありますが、指定されていない文化財等もあります。文化財の区分がいろいろある中で、こういった要望をされていることについて、区分に対する認識というか、どのように全体として認識をして要望しているのかという意識を聞いておきたいと思います。

○名草文化財保存課長 ことしの夏の国への要望において、近年増加している無住社寺についての文化財保護対策として、コミュニティ形成による無住社寺対策に資する交付金の創設について要望を行っています。

この中で、文化財を核とした地域活性化を促すため、具体的には地域の安全計画の策定、公開活用、警備委託など、既存の国庫補助の対象にならないものを、経費として地域の裁量で計画を立てた上で活用可能な自由な交付金制度の創設を要望しているところです。

副委員長ご質問の、未指定についてはどのように認識しているかですが、要望は、指定文化財が中心ではありますが、地域ということなので、市町村指定や未指定の文化財も入ってくるものと考えています。

また、未指定文化財は、いってみれば指定候補でもあります。それも含めて文化財として大切という思いで我々文化財保存課は取り組んでいます。以上です。

○中川副委員長 未指定のものについても県や国の指定候補であると、そういった重要な認識を示していただいた説明でした。

警備会社で、文化財を守るというところについても触れているわけですが、より重要な文化財、無住社寺があるけれども、守らないといけない文化財といったものもあるかと思っています。そういった中で、公の文化施設への受託制度もありますし、そういった制度も活用しながら進めてはどうかと考えますが、現在の取り組み状況はどうでしょうか。

○名草文化財保存課長 博物館等の寄託については、保管場所としてのセキュリティーや湿度、温度の管理などの面からふさわしいと思います。現在、県内の指定文化財、美術工芸品については、国指定、県指定ともに約3割が博物館に寄託されている状況です。以上です。

○中川副委員長 場合によっては、地域のコミュニティーの中で守って、行事で使うということが重要になってくる文化財もあろうかと思っていますけれども、3割が今、寄託の制度を活用しているという状況だと聞きました。寄託先はどういったところが多くなっているのでしょうか。

○名草文化財保存課長 例えば、奈良国立博物館などになります。以上です。

○中川副委員長 具体的な数値は、また後ほど調べたいと思います。

次に、くらし創造部に質問します。

今回、計画案が上がってきたものについて、数点質問します。

まず、スポーツ推進計画の中間見直し案ですけれども、資料3「奈良県スポーツ推進計画(案)」の1ページに、スポーツとは何かと定義があるわけですが、その一方で、スポーツ施設への定義が、この計画の中にはないので、明確に書いたほうが良いと考えています。

こちらを読んでいますと、スポーツ施設の整備については、やはり競技スポーツの競技場整備を念頭に置いた記述が多数ありますが、例えばトレイルランや登山で使用するトイレ単体や更衣室単体といった施設もあるわけです。そういったものについても明確に文章で書いておいたほうが良いかと考えますが、いかがでしょうか。

○三原スポーツ振興課長 副委員長ご指摘のとおり、スポーツ施設のところは、建築物という表記になっている部分があります。ただ、身近な公共施設等ということで、例えばオープンスペースの活用というところになりますと、21ページの川辺、公園などというところ、あるいは、少し書き方は検討させていただきますが、先日おかげさまで成功裏に終

わった奈良マラソン、南部・東部地域の自転車のイベント等で活用する自然や道等、いわゆるスポーツをする場所という観点で整理工夫が必要であれば、そのあたりは今後、案の修正等の作業に生かしていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○中川副委員長 概念としては、トイレ単体や更衣室単体については、オープンスペースの記述のところで一応触れているという理解でいいのでしょうか。

○三原スポーツ振興課長 そうですね、スポーツ施設という言葉だけでなく、スポーツ環境という言葉も使っていますので、そのあたりを必要に応じて整理、検討したいと思います。以上です。

○中川副委員長 わかりました。引き続き、さらにチェックしていきたいと考えています。続いて、奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）案についてです。

こちらは、業務所管はくらし創造部なのですが、実際の現場は、非常に部局が錯綜しているといえますか、なかなかくらし創造部で切って割ることができない状況にあるかと考えています。動物愛護センターは、医療政策部の中和保健所の中にあるとか、中和保健所があるのは地域振興部のうだ・アニマルパークの裏庭の家屋の中にあるなどです。教育委員会との連携については記述があるのですが、知事部局の中でも、連携というか、協議が必要になってくるという問題意識を持っています。推進のスキームとして、くらし創造部の業務所管以外の部局とも連携しながら、協議しながらといった記述を、書き込んでいったほうがいいのかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○姫野消費・生活安全課長 他部局との連携についてです。

法に基づき、動物愛護推進協議会という会議を立ち上げています。こちらには教育委員会にもご出席いただき、計画のことや、教育委員会に進めていただいている「いのちの教育」等についても、情報共有を図っているところです。以上です。

○中川副委員長 その協議会に教育委員会以外の他部局も含めて参加しているという理解でいいのでしょうか。

○姫野消費・生活安全課長 関係者としては、各保健所や、奈良市は中核市で独自に施策を実施されていますけれども、奈良市保健所も参加いただいているところです。以上です。

○中川副委員長 審議に関係している部局が、全部入っているかどうかは、またこちらで確認しておきたいと思います。

続いて、奈良県廃棄物処理計画の第4次計画案です。

一般廃棄物も含まれているという点において、こちらは市町村の事務になってくるとい

う理解でいます。この計画を県でつくるのは結構なのですけれども、肝心の市町村の意思をどのように尊重していくのかと。もちろんこちらの記述の中にあるように、市町村と一緒に講習会等もやってきたと聞いていますけれども、肝心の現場で実施する市町村に、協議や聞き取りを行ったり、あるいは意思確認をするなど、どのようなスキームでやっているのかという問題意識を持っています。こちらはどのように進めているのでしょうか。

○野田廃棄物対策課長 副委員長ご指摘の市町村が所管する一般廃棄物の部分について、どのように整合を図っていくかというところです。

廃棄物処理法の第5条の5で、都道府県が廃棄物処理計画を定めるに当たっては、その内容については市町村が所管する一般廃棄物についても含めるとされています。

どのように具体的に進めていくのかについては、廃棄物処理計画の中に書いている奈良モデル研修会という市町村の協議の場を設定していますので、そこで協議を進めるとともに、この計画についても市町村に意見照会をして定めていきたいと思っています。以上です。

○中川副委員長 奈良モデルプロジェクト会議の図も見ています。市町村とも一緒にやっていくというお話ですけれども、今後、市町村が、これはなかなか厳しい、ここまではしんどいとか嫌だなといったものが県の計画に書かれることは、基本的にはないのでしょうか。確認しておきたいと思います。

○野田廃棄物対策課長 廃棄物処理法の定めは、完全に都道府県の計画と市町村の計画を整合することまでは逐次求めているわけではありませんが、一定の整合性を図る必要があると考えています。以上です。

○中川副委員長 一定の整合性は図るというご説明でしたけれども、県と市町村の思いが食い違ったりする場面においては、どのような解決の場があるのかなと思いました。市町村と一緒に講習会をやっているというものもありましたけれども、奈良モデル研修会等で県と市町村の意思をすり合わせるという、そういう認識でいいのでしょうか。

○野田廃棄物対策課長 はい、副委員長がおっしゃるとおりです。

○中川副委員長 わかりました。詳しい内容の資料もついていきますので、また研究していきたいと思います。

私からの質問は以上です。

○中村委員長 ほかに意見もないようですので、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反

対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論をされますか。

○宮本委員 はい、いたします。

○中村委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、日本維新の会は反対討論をされますか。

○中川副委員長 日本維新の会も、反対討論をします。

○中村委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。委員の皆様並びに理事者の皆さん、長時間にわたりありがとうございました。